

## 行政常任委員会

令和4年3月10日（木）

午前10時00分開 会

○南委員長 おはようございます。

連日お疲れのところを御苦労さんでございます。

それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

まず、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして、行政常任委員会を開催していただき誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第23号、尾鷲市道路線の認定についてまでの20議案でございます。

それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願いいたします。ありがとうございます。

○南委員長 ありがとうございます。

特に今委員会は、市長は当初予算ということで出席をしていただく予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、付託議案につきまして、財政課から説明を求めたいと思います。

まずは、補正予算ですね。議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の議決についてをお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の議決について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,428万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億1,515万9,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容のうち財政課に係る予算について御説明申し上げます。

す。14、15ページを御覧ください。

歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は、1億7,820万2,000円を増額するもので、これは国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付分でございます。

追加交付分の内訳といたしましては、臨時経済対策費として9,579万円、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費として7,868万5,000円、普通交付税の調整額復活分として372万7,000円でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入32万2,000円を増額のうち財政課分は12万8,000円で、これは基金の運用利子でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目一般寄附金429万2,000円を増額は、3名の方から御寄附をいただいたものでございます。

次に、20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入のうち財政課分は、2節総務費雑入のうち三重県市町村振興協会市町村交付金99万2,000円を増額で、これは交付額の確定によるものでございます。

次に、21款市債、1項市債、2目民生債150万円の減額は、事業費の減少に伴う心身障害者医療費助成事業債200万円及び子ども医療費助成事業債100万円のそれぞれ減額と過疎債ソフト分の配分額増加に伴う一人親家庭等医療費助成事業債150万円の追加でございます。

次に、3目衛生債は2,130万円の増額で、過疎債ソフト分の配分額増加に伴う救急医療体制強化事業債600万円及び予防接種事業債1,820万円のそれぞれ増額及び23ページを御覧ください。一番上ですが、事業費の減少に伴うごみ収集車両整備事業債290万円の減額でございます。

次に、4目農林水産業債10万円の増額は、水産基盤ストックマネジメント事業の計画変更に伴う増額でございます。

次に、土木債2,360万円の増額は、事業費の減少に伴う橋梁整備事業債80万円の減額、また、道路整備事業債2,630万円の増額は、国の補正予算により前倒しとなった梶賀第一トンネル維持修繕事業に係る補正予算債2,140万円の増額及び過疎債の充当先変更に伴う490万円の増額でございます。

次の急傾斜地崩壊対策事業債190万円の減額は、事業費の精査に伴う減額でございます。

次に、消防債1,020万円の減額は、紀北消防組合の消防車両分の事業費減少により消防車両等整備事業債が210万円の減額、また、消防団車両等整備事業債につきましては、3年度に予定しておりました車両の購入ができなかったことから、810万円を皆減するものでございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費のうち3目財産管理費4億5,160万3,000円の増額は、基金積立金として今回の補正に伴う財政調整基金積立金が3億6,249万5,000円、また、減債基金積立金は、普通交付税の追加交付分のうち臨時財政対策債を償還するための基金積立てに要する経費として交付された7,868万5,000円と利息を合わせた7,869万4,000円を積み立てるものでございます。

そのほかの積立金につきましては、基金充当事業費の精算に伴う積み戻し及び利子分の積立てでございます。

続きまして、38、39ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目後期高齢者医療費653万7,000円の減額のうち、財政課所管分は41ページを御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金625万7,000円の減額で、これは繰り出し対象事業費の減少によるものでございます。

続きまして、50、51ページを御覧ください。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費139万2,000円の減額は、繰り出し対象事業費の減少に伴う水道事業会計負担金の減額でございます。

52、53ページを御覧ください。

同じく4款衛生費のうち6項病院費、1目病院費330万円の増額は、尾鷲総合病院が実施する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に対する負担金でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

第4表地方債補正でございます。

追加1件、変更9件、廃止2件でございます。それぞれの内容は歳入予算で説明させていただいたとおりでございます。

補正予算の説明は以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございます。

ただいまの補正予算について、御質疑等ある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 15ページの地方交付税1億7,820万2,000円の増なんですけど、先ほどの説明では普通交付税の追加分ということで、それが基金に積まれるということで、これまでの予算措置では、こういうのはまれだと思うんですけど、これは今年度の利子補給とか、あれの分で、先払いされたという意味で取ればよろしいですか。

○岩本財政課長 今回の地方交付税の追加分につきましては、国が想定していた交付税収入が、国税の収入が想定より多かったということで、各地方に配分されたものでございまして、そのうち、先ほど言いましたけれども、臨時経済対策費という名目で交付されたもの、それから委員質問がありました臨時財政対策債の償還のために基金に積み立てなさいよという指定があったもの、ですので今年度にその分、交付税に算入される分はここで交付されたので、その分は今年度は差し引かれるということになります。

○仲委員 ということは、今回は、これ、特別な例ですもので、国の収入額が多かったという意味の中では、今後はこの数値については予算編成時には参考にはならないということよろしいですね。

○岩本財政課長 そのとおりでございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので補正予算の審査は終了いたしまして、次に、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について御説明申し上げます。

令和4年度尾鷲市一般会計予算書及び予算説明書の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入や歳出予算の総額は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ97億6,244万5,000円と定めるものでございます。

ここで、当課の予算内容の説明の前に、予算全体の状況として令和4年度当初予算と令和3年度当初予算及び財政収支見通しとの比較について、資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

この表につきましては、令和4年度当初予算を令和3年度の当初予算及び昨年1

2月にお示しさせていただきました財政収支見通しと比較したものでございます。  
なお、金額につきましては一般財源ベースとなっております。

表の中で令和4年度当初予算額③の列を御覧いただきますと、歳入の合計Aの欄が66億382万8,000円、また、歳出の合計、Bの欄ですけれども、67億5,219万6,000円となり、歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額Cの欄です、1億4,836万8,000円となっております。

この一般財源不足額を令和3年度と比較いたしますと、1億3,664万5,000円の減少、また、財政収支見通しとの比較では、2,645万7,000円の減少となっております。

なお、令和4年度当初予算における一般財源不足額につきましては、下段の財源不足対策欄に記載のとおり、財政調整基金から1億2,346万4,000円、都市計画事業基金から2,490万4,000円をそれぞれ取り崩して補填をしております。

次のページを御覧ください。

主な基金の令和4年度当初予算編成後残高を令和3年度当初予算及び財政収支見通しと比較した表でございます。

まず、財政調整基金につきましては、一番右の列の③令和4年度当初予算編成後の残高が10億5,244万円で、これは前年度と比較すると4億6,181万7,000円の増加、財政見通しとの比較では、2,192万2,000円の増加となっております。

次の減債基金につきましては、4年度当初予算編成後の残高が8,084万4,000円で、前年度との比較では3,497万4,000円の減少、財政見通しとは同額でございます。

また、都市計画事業基金につきましては、4年度の当初予算編成後の残高がゼロ円で、前年度との比較では1,443万9,000円の減少、財政見通しとは同額となっております。

以上、簡単ですけれども令和4年度当初予算と令和3年度当初予算及び財政見通しとの比較ということで説明させていただきました。

それでは、続きまして、当課に係る予算について御説明申し上げます。

予算書にお戻りいただき、18、19ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は、前年度と同額の1,200万円

を計上しております。同じく２項１目自動車重量譲与税につきましても前年度と同額の３，６００万円を計上しております。

次に、３款１項１目利子割交付金は２００万円、４款１項１目配当割交付金は１，０００万円で、いずれも前年度と同額でございます。

次に、５款１項１目株式等譲渡所得割交付金は８００万円で、前年度比２５０万円の増額でございます。

次に、２０、２１ページを御覧ください。

６款１項１目法人事業税交付金につきましては、２，１００万円で、前年度比６００万円の増額でございます。

次に、７款１項１目地方消費税交付金につきましては、３億９，６００万円で前年度と同額でございます。

ここで、主要施策の予算概要の９６ページを御覧ください。

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分の充当につきましては、下の表のとおり、本市の令和４年度における社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費は、合計２５億９，０６４万４，０００円を見込んでおりまして、そこから国県支出金等の特定財源を差し引いた残りの一般財源充当分が１０億９，３７４万１，０００円でございます。ここに地方消費税交付金の社会保障財源化分２億１，６００万円を充当するものでございます。

予算書の２０、２１ページにお戻りください。

次に、８款１項１目環境性能割交付金につきましては８００万円で、前年度比２６０万円の増額でございます。

次に、９款１項１目地方特例交付金は６５０万円で、前年度と比較して３９７万１，０００円の減額でございます。

なお、その下の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、令和４年度はございませんので、１，０７５万５，０００円の皆減となります。

続きまして、１０款１項１目地方交付税は４０億６，５００万円で、前年度と比較して４億７００万円の増額でございます。

内訳は、普通交付税が３５億８，５００万円で、前年度比４億７００万円の増額、特別交付税は前年度と同額の４億８，０００万円と見込んでおります。

なお、臨時財政対策債を２億２，７００万円の減額としておりますので、普通交付税と臨時財政対策債の合算額で比較いたしますと１億８，０００万円の増加とな

ります。

続きまして、32、33ページを御覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,649万7,000円のうち、財政課に係るものは管財関係土地貸付料333万8,000円で、これは市内各所の普通財産貸付料でございます。

次に、最下段にあります18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は1億2,346万4,000円で、前年度比7,154万9,000円の減額でございます。

34、35ページを御覧ください。

2目減債基金繰入金は、前年度と同額の3,500万円でございます。

3目活性化対策基金繰入金、4目熊野古道森林施業対策基金繰入金、5目交通安全対策基金繰入金は、それぞれ前年度と同額を計上しております。

次に、6目尾鷲みどりの基金繰入金は3,475万円で、前年度比141万7,000円の増額、7目ふるさと応援基金繰入金は2億5,665万1,000円で、前年度比3,810万5,000円の増額でございます。

ここで、委員会資料の3ページを御覧ください。

令和4年度当初予算におけるふるさと応援基金の充当状況でございます。

各施策体系に沿って、例えば一番上の安心して生み・育て・暮らせるまちを創るの中の安心して暮らせる子育て環境・保健・医療体制の充実では、主な内容に記載のとおり、給食費支援事業補助金や子ども医療費助成金等に5,077万2,000円、病院事業会計負担金に4,580万9,000円を充当しております。

以下、それぞれの記載のとおりでございまして、ふるさと応援基金の充当額の計は2億5,665万1,000円としております。

それでは、予算書の34、35ページにお戻りください。

次に、8目都市計画事業基金繰入金は2,490万4,000円で、前年度比6,509万6,000円の減額でございます。

ここで主要施策の予算概要の97ページを御覧ください。

令和4年度当初予算における都市計画税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせて計1億1,192万6,000円を見込んでおります。対しまして、充当事業は、表にありますとおり、街路事業8,118万2,000円、公園事業2,147万3,000円、ごみ焼却事業及び火葬場事業9,383万円及び地方債償還額2,260万円の計2億1,908万5,000円であり、ここから特定財源を差し引いた1億5,

278万5,000円に都市計画税及び都市計画事業基金繰入金を充当するもの  
でございます。

予算書の34、35ページにお戻りください。

次に、9目災害等対策基金繰入金は124万5,000円で、前年度比1万4,000円の減額でございます。

ここで、委員会資料の4ページ、資料3を御覧ください。

災害等対策基金につきましては、市民の皆様からの御寄附及び議員報酬の減額相当分を積み立てさせていただいているものでございます。

4年度におきましては、御覧のとおり、感染症予防対策事業及び小中学校それぞれの保健衛生管理経費として、主に手指消毒液等の消耗品購入費に使用させていただき予定でございます。今後とも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、34、35ページを御覧ください。

同じく18款繰入金の2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、いずれも繰入金の発生を見越した頭出しの計上でございます。

続きまして、36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入の2節総務費雑入のうち、7行目にあります三重県市町村振興協会市町交付金500万円につきましては、前年度と同額を計上しておりまして、芸術文化振興事業として市民文化会館の指定管理料へ充当しております。

続きまして、38、39ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目民生債は4,000万円で、内訳は、心身障害者医療費助成事業債2,200万円、子ども医療費助成事業債400万円、障がい児保育事業債1,400万円でございます。

2目衛生債は3,900万円で、内訳は、救急医療体制強化事業債1,100万円、予防接種事業債1,050万円、ごみ収集車両整備事業債180万円でございます。

3目農林水産業債は6,730万円で、内訳は、一般林道整備事業債600万円、農山漁村地域整備事業債820万円、水産基盤ストックマネジメント事業債3,050万円、漁港整備事業債2,260万円でございます。

4目土木債は1億5,630万円で、内訳は、橋梁整備事業債620万円、道路整備事業債5,360万円、41ページをお願いします、河川整備事業債が3,090万円、急傾斜地崩壊対策事業債1,500万円、街路整備事業債5,060万円で



ございます。

次に、5目消防債は3,140万円で、内訳は、三重紀北消防組合の消防車両整備に係る起債が400万円、消防団車両等整備事業債が980万円、消防団施設整備事業債が1,760万円でございます。

次の6目教育債720万円は、中央公民館整備事業債でございます。

7目臨時財政対策債は1億600万円で、前年度比2億2,700万円の減額でございます。

なお、委員会資料の6ページから7ページに、資料5として令和4年度当初予算における地方債の予定表を参考資料として添付させていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、歳出について御説明いたします。

52、53ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、中段にあります財政事務経費につきましては、前年度と同額の121万5,000円を計上しております。

主なものとしたしましては、需用費のうち予算書等の印刷に係る用紙代等の消耗品費が27万2,000円、委託料のうち固定資産管理・公会計システム保守委託料が59万4,000円、新地方公会計支援業務委託料が16万5,000円でございます。

続きまして、54、55ページを御覧ください。

下段の3目財産管理費は、前年度比4,184万6,000円増額の2億3,940万円でございます。そのうち財産管理経費2,618万5,000円の主なものとしたしまして、役務費の保険料574万9,000円は、市有財産に係る保険料でございます。また、微量PCB分析業務委託料15万9,000円につきましては、元九鬼中学校の倉庫にある変圧器及びコンデンサーについてPCBの分析を行うためのものでございます。

次に、工事請負費1,853万5,000円は、中央駐車場の解体工事請負費でございます。中央駐車場につきましては、これまで2回の売却公告を行いましたが、応札者がなく、その後、先着順による売却に移行しておりますが、現在まで購入希望者がおりません。また、施設の荒廃も進んでいることから、建物を除却した上で再度売却を検討したいと考えております。

次に、最下段にあります基金積立金は、2億1,321万5,000円でございます。

次ページの56、57ページを御覧ください。

内訳ですが、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金は、事業費の充当残である53万1,000円を基金に積み立てるものでございます。また、ふるさと応援基金積立金につきましては、歳入のふるさと応援寄附金3億5,000万円のうち、事業費への充当額1億5,000万円を差し引いた1億9,600万円を基金へ積み立てるものでございます。

次に、森林環境譲与税基金積立金は、事業費への充当残である1,668万4,000円を積み立てるものでございます。

ここで、委員会資料の5ページ、資料4を御覧ください。

一番右の欄でございますが、今回の令和3年度16号補正並びに4年度の当初予算編成における積立て取崩しを踏まえた基金残高は、財政調整基金が14億1,493万5,000円、減債基金が1億5,953万8,000円、ふるさと応援基金が3億7,772万3,000円、ほか記載のとおりでございます。基金合計につきましては23億9,849万4,000円となる見込みでございます。

それでは、予算書の56、57ページにお戻りください。

次に、4目契約検査費は94万4,000円で、前年度比51万6,000円の減額でございます。工事等契約検査経費の主なものは、委託料の入札参加登録業務委託料48万7,000円及び工事検査業務委託料38万3,000円でございます。

続きまして、88、89ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、89ページの下段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金は、2億3万9,000円で、前年度比886万円の減額でございます。

続きまして、98、99ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費のうち後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、4億4,047万円で、前年度比162万1,000円の減額でございます。

続きまして、132、133ページを御覧ください。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費は、前年度比97万3,000円増額の2,101万5,000円で、水道事業会計への負担金でございます。

次に、6項病院費、1目病院費は、前年度比1,950万2,000円増額の4億6,937万1,000円で、病院事業会計への負担金でございます。

この病院事業会計負担金につきましては、令和3年度と同様の考え方で、通常の繰出し基準に基づく額プラス80%の特別交付税の算入がされる制度に基づいて算

定した額を合算した額としております。

続きまして、208、209ページを御覧ください。

下段にあります11款公債費、1項公債費、1目元金は、前年度比1,348万2,000円増額の10億7,924万5,000円、2目利子は前年度比1,122万3,000円減額の2,851万9,000円で、このうち市債償還に係る公債費利子は2,810万8,000円でございます。

次に、210、211ページを御覧ください。

12款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

第3表地方債でございます。

起債の目的、限度額につきましては、それぞれ歳入予算で説明させていただいております。起債の方法につきましては、証書借入、または証券発行、利率は年3%以内、償還の方法は30年以内としております。

財政課に係る当初予算についての説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につき、御質疑や御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員 すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、地方債の起債額なんですけど……。

○南委員長 質疑をするとき、ページ数を明確にしていただければと思います。

○中村委員 すみません、11ページの地方債の限度額なんですけれども、これって予算書の額と全く一緒ですよ。ということは、これ以上借りられないということの意味するのか、それとも必要がないからここに限度額と予算が入っていると全く一緒になっているのかをちょっと教えていただけたらありがたいです。

○岩本財政課長 第3表の地方債につきましては、歳入で計上している額と同額を計上しておりまして、これを限度額としております。

もし事業費に変更があった場合には、当然歳入の予算額も地方債の額も変わりますし、この第3表の地方債の限度額も変更するということになります。

○中村委員 ということは、この限度額というのは、何かごめんね、私の一般的な考え方では、まず例えば上限を決めておいて、その間やったらそこまで借りられるというんじゃなくて、必要があったらその限度額は自由にまた変えていけるという考え方なんです。

- 岩本財政課長 委員おっしゃられたとおりでございます。
- 中村委員 それでは、すみません、この11ページの一番下の臨時財政対策債って、この中身って、これは何ですか。
- 岩本財政課長 臨時財政対策債につきましては、本来地方交付税として交付される額なんですけれども、国の国税5税といたしまして、地方交付税の財源となっている税が、各地方公共団体の交付税の集めた額よりも少ない場合に財源が足りないと。それを補うために国と地方が折半をして起債、借りましょうと。しかし、臨時財政対策債につきましては、後に償還する際には100%国から補填しましょうという制度に基づいたものでございます。
- 中村委員 分かりやすく言えば、キャッシュ・フローというのか、現金がないから先借りるよみたいなことですか。ありがとうございます。
- 岩本財政課長 そのとおりです。
- 南委員長 よろしいですか。
- 中村委員 それと、55ページの工事請負費って、今、説明いただいたじゃないですか、駐車場の解体費用ですよ。これ、できたらここの説明のところには、そう書いていただくとありがたかったかなと思うんですよ。これ、最初に見たときに、実はほかの課も全部工事請負費って書いてあって、説明を聞かなきゃなかなか全部の明細が分からへんから、ぱっと見たときに、ここにもし駐車場解体費とかと書いていただいていたら、すごい特徴が分かりやすかったかなと思ったので、できたら次回からそういうふうに書いていただくとありがたいです。
- 岩本財政課長 予算書上、工事請負費ということで1本になっておるんですけれども、うちのように中央駐車場の工事費1本だけでしたらいいんですけれども、ほかの事業課でいきますと非常に何本も工事費があって、書くとすごい数になっていきますので、便宜上こういう形で表記をしていただいております。
- 小川委員 資料の5なんですけど……。
- 南委員長 資料の5、出してくれる。
- 小川委員 6ページなんですけど、資料の5。
- 過疎債のこれ、載っているんですけど、これは病院の分も全部入っているのか、もし入っていないならその内訳はどうなっているのか、一度伺いたいと思います。
- 岩本財政課長 これは、あくまでも一般会計の分だけです。
- 南委員長 じゃ、よろしいですか。
- 他にございませんか。

○仲委員 予算書の21ページかな。20、21ですけれども、地方交付税、今回40億6,500万ということで、その関連で説明を受けたいと思うんですけど、資料の1ページ、令和4年度当初予算と令和3年度当初予算及び財政収支見通しとの比較というところで、ざっと見させてもらおうと、今回お聞きしたいのは、地方交付税と臨時財政対策債をこの二つを見るとという意味で、令和3年度と令和4年度の当初予算比較を見ると、大体18億という説明がありました、合算で。というのは、当初比較で地方交付税が4億700万と臨時財政対策債がマイナスの2億2,700万と、それを合算すると1億8,000万という数字が出ています。

それで、右側の見通しとの比較を見ると、逆に地方交付税が1億7,380万3,000円プラスになっておいて、臨時財政対策債のほうでマイナスの1億7,860万の減ということで、この合算を見ると、当初4年度と財政見通しを比較すると、ほぼ同額ということで見えておるんですけど、見通しがプラスマイナスほぼ同じになったということよろしいか。

それで、もう一点。

先ほど臨時財政対策債の説明がありましたけど、過疎債の説明も併せてお願いしたいんですけど。

○岩本財政課長 まず、最初の地方交付税の件ですけれども、委員おっしゃられたように地方交付税と臨時財政対策債を合算しますと、財政見通しとの比較ではほぼ同額ということになっております。

それから過疎債につきましては、制度が令和3年度から変わりました、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということで新しく施行されておるんですけども、それに基づいて尾鷲市が過疎地域に引き続き指定をされたということで、これに指定をされると、過疎債ということで充当率100%、交付税措置率が70%の有利な起債を使えるという制度になっております。

○仲委員 過疎債を使えば100%起債で、今年度に70%の償還を見ていただけると。先ほど臨時財政対策債については、国の地方交付税の金額が少ないということで、これに振り替えて分担で借りるということで、これについても100%償還の交付金があるわけですね。

そうすると、最後のページ、226ページに地方債の令和2年度末における云々として、令和4年度末における現在高の見込みに関する調書とあるわけですけど、ここで右端の一番下に令和4年度末現在高見込額で86億2,625万1,000円、これが令和4年度の末の起債、いわゆる市債の残高ということになるわけでござい

ますが、一般質問でも市長が市債のところでちょっと触れましたけど、確認の意味でお聞きをいたします。

この86億2,625万1,000円の中で、当然過疎債と臨時財政対策債が含まれておると。それについては、今年度、国から交付税算定されるということで、この86億云々の中で、実質、尾鷲市、正味、支払う金額は幾らですか。

○岩本財政課長　　今、令和4年度末の現代高見込額の数字でおっしゃっていただいたんですけども、一度この1月の広報でも掲載をさせていただいたんですけども、令和2年度末の数字で説明させていただきますと、令和2年度末では97億余りの地方債残高があります。そのうち、先ほど言いました100%今年度で交付税として返ってくる臨時財政対策債が39億余りありまして、構成比でいきますと97億のうちの40%、それから過疎債につきましては、97億のうちの29億8,000万ほどありまして、構成比でいくと30%ですので、あとは緊急防災・減災事業債のような過疎債と同じ充当率、交付税措置率のものもありまして、それが14%、それらを平均すると、この97億の残高のうち約78%が後に交付税として措置される額です。ですので、残りの21億余りが実質の尾鷲市の負担ということになります。

(発言する者あり)

○仲委員　　今の説明でいくと、大体今までは90億を超えておった、100億前後だったのが、大体実質正味尾鷲市の一般財源で負担するのが20億前後やと。これまでの議論の中で、100億、90億ある中で、全てそれが尾鷲市民が税金から払う償還だというような風潮がありますけど、ここらについてはしっかりと市民に説明をお願いしたい。市長、どうですか。

○加藤市長　　要するにこの償還額が当初は百十何億あった中で、全体的に国の交付金等々を組み合わせると大体七十数%ぐらいの話やって、要するに真水の部分、尾鷲市がその中で全部でこれだけの借金はしているけれども、尾鷲市が支払うべきところは現在では20億前後であると。そういう広報は1月号で一応お示ししているわけなんですけれども、市民の皆さん方は、特に尾鷲市は借金が多くて大変やというのは、一応実態を市民の皆様にご存知いただくということで、それに対して市としてはこういうことをやるということはきちんと広報はもっとさせていただきたいと、このように思っております。

○仲委員　　よろしく申し上げます。

それで、一方で資料の2ページを見ますと、財政調整基金が当初予算ベースで1

0億5,244万の残高ということで、これを見ると10億かというような感じがするわけですが、ただいま財政課長から説明があったように、5ページには、これは今回の補正を入れた額が14億1,493万5,000円と、財調が14億ベースになってきたという意味では、私の考えでは物すごいなと思うんですけど、ここ数年では10億を超えて14億台はないんですけど、過去には何年ぐらいに14億台ありますか。

○岩本財政課長 平成24年度に14億を超えている年度はあります。それ以降、平成30年度末で7億2,000万ほどまで下がっておるんですけども、そこから令和元年度で8億8,000万余り、令和2年度で9億3,000万余り、そして今回、3年度の16号補正後でいきますと15億余りということで、基金の残高としてはここ数年回復傾向で推移してきております。

○仲委員 財調も14億ということで、基金残高のことも含めて、決して財政状況がよくなっているというふうには私は判断しません。経常収支比率を見ると九十何%ということでもありますので、ただ、財調の残高を見ると、確かに財政課が言った執行部の努力が出てきているんだなというふうには感じておりますので、今後も財調の10億ベースを守っていくような財政運営を心がけていただきたいと思うわけですが、市長、どうですか。

○加藤市長 行政常任委員会のほうでも財政健全化のための最低限我々が保っていかなきゃならないという大きな柱の中に、財政調整基金は年度末の当初予算を編成した後の金額を10億に保っていきたいというような話。正直申しまして、財調をこうすることによって一方ではいろいろあれします。公債費というものも今回なんか、11億ちょいあります。これは過去のそういう投資のあれがございますので。何とか10億ぐらいを目標にしながらやっていかなきゃならない。

そして、今の償還額、それが当初は百十何億、私が就任したときには百十何億あったんですけども、今は令和3年度で92億、令和4年度になると八十何億って。

逆に言ったら事業をやっていないじゃないかという話になるんですけども、やはり目指すところは100億以内の償還額で、要するに真水と言われている尾鷲市の負担額というのは、大体78%というような形の中で20億前後で推移したいという、そういう目標を掲げながら、どうやって財政健全化をやったらいいかということについて、事業の推進とともに並行して考えていかなきゃならない。このように考えております。ありがとうございます。

○中村委員 今、仲委員が実質真水21億とおっしゃったんですけども、ちょ

っとお伺いしたいんですけれども、平成30年に尾鷲の市税って21.8億あったところに書いてあるんですけれども、平成3年って18億ぐらいですかね。それから18億の市税に対して真水で21億の市債の支払いをしていくというところで、どんどん人口が減り、市の収入というのは減っていきますよね。

それで、今、これ、すごく一旦減ったように見えるのは、例えば小学校の耐震の償還が終わるとか、今ちょうど端境期というのか、はざまであって、また今後たくさん大型のが今年も計画されていて、それがあと3年とか4年、5年後にはまた増えますよね。そういうところも勘案して、実質90億、80億の借金で真水が20億ぐらい返したらええと言うけど、税金の額がどんどん減っていつている中で、やっぱりこの大型の箱物というのはもっと立地適正化でちゃんと統廃合も考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、市長はどうお考えですか。

○加藤市長 当然、尾鷲市を存続発展させていくためには、やはりある程度の事業計画というのは私は必要であると思っております。

そういった中でいろいろ御議論ございますけれども、大型投資についてもやはり先行きのどれぐらいの償還額が増えるのか、要するに市債がどれだけ増えて、毎年の公債費がどれだけ支払っていかなきゃならない、過去の推移からどうなっていくのか、それでもって投資額はどうなっていくのかと、その辺のところを総合的に考えていきながら、税制健全化という面からいって、そういう面も一方では必要です。

それで、やはり尾鷲市の抱えている身の丈、おっしゃるように税金、市税はどんどん人口減で減っていくと思います。だけれどもその辺のところをきちんと見極めてやっていかないと。この前も申し上げましたように、金がないから何もやらない人間は、金があってもやらないんだと、そういう市政は私はやりたくないんです。だから、ある程度財政ということをベースに見ていきながら、やるべきところはやっぱりやらなきゃならない。しかし、それもただ放っておくんじゃない、成功させなければならぬと。そういう思いで市政を運営しておりますので、ぜひぜひ御理解いただければと思っております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

○中里委員 資料の尾鷲市公共施設等総合管理計画……。

○南委員長 それはその他のほうで報告していただきますので、まず予算審査からお願いいたします。

○内山副委員長 先ほど、財政課の方が説明してくれたんです。ちょっと聞き取



れなかったのです、平成14年が14億と言われたんですか。先ほど、仲委員の質問に対して財調なのですが、それから平成30年が7億、元年から8億、9億という話でよかったですか。ちょっと聞こえなかったのです。

○岩本財政課長 すみません、ここ10年間のうちで14億を超えていたというのが平成24年度で、14億1,800万円余りでございます。それから一番少なかったのが平成30年度末の7億2,600万円、そこから令和元年度末で8億8,800万円、令和2年度末で9億3,100万円、それから今回の16号補正後の額で15億3,800万円ということでございます。

○内山副委員長 ありがとうございます。

やっぱり上がってきているんですね。そこだけ確認させてもらいたかったのです、ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○濱中委員 2点ほど聞きたいんですけども、1点は、主要施策の概要のほうですね。今、送りました。

都市計画事業の経費なんですけれども、この中にごみ焼却事業と火葬場事業が都市計画事業の中に入っておりますけれども、これ、市民全体が関わる場所になるんですけれども、税の負担の公平を考えたときにどういった説明になるのか、教えてください。

都市計画税が市全体に係っているものではないという議論が今までもあるんですけども、これはどういった理解をすればいいのか、まず1点聞かせてください。

○岩本財政課長 このごみ焼却事業と火葬場事業につきましては、都市計画事業の認定を受けたということで、財政課としては、それに対しては都市計画税を充当できるという意味で充当させていただいておるということです。

○濱中委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう一点なんですけれども、さっき過疎債の説明をいただいたときに、一般分というふうに言われました。今年度、過疎債を使って病院のほうの支払いがあるんですけれども、ありますね。リニアックのほうの事業費が。

以前、その計画のときに、今のままの過疎債の充当分だけでは今まで一般財源で使っていた分を病院のほうに振り分けて使うというふうに説明がありましたよね。今年度は、過疎債の充当分が増えているのかどうか。一般分を詰めて病院のほうに移さなくていいのかどうか、その辺りが気になっておりますので、充当分の増減のあたりをお聞かせいただければと思います。

○岩本財政課長 過疎債ですけれども、令和2年度では、ハード分、これが合計で1億9,710万円ありました。これにつきましては、一般会計で1億680万円、それから企業会計分として9,030万円、令和3年度でございますけれども、今、認められておるとか協議済みのものが合計ハード分4億7,290万円、その内訳が一般会計分で1億1,270万円、企業会計分で3億6,020万円、この3億6,020万円の中には、病院のリニアック、MRIの分も含まれておりまして、今回につきましては、要望した額、満額が認められております。

○濱中委員 そうしますと、今まで過疎債を充て込んでいた事業は、減らさずにいけるというふうに考えてよろしいですか。

○岩本財政課長 今回、満額、認められた理由というのが、私どもでもちょっと分からないところがあるんですけれども、全国的なものだと思うんですけれども、今回4億7,000万余り認められたといっても来年度どうなるか分かりませんもので、そこら辺は気をつけながら予算編成はしていきたいというふうに思っております。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、その他の報告事項のほうをお願いいたします。尾鷲市公共施設等の総合管理及び同個別計画の一部修正についてをお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、報告事項といたしまして、尾鷲市公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の一部修正について御説明を申し上げます。

まず、公共施設等総合管理計画につきましては、国のほうから計画に記載すべき事項の追加や見直しの指示があったことなどから、そのことを踏まえた修正、それから本市の公共施設の現況に合わせた一部修正を行うものでございます。

また、個別計画につきましても幾つかの施設について、現況を踏まえた中で一部計画年度等の修正を行うものでございます。

内容につきましては、塩津課長補佐のほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○塩津財政課主幹兼係長 それでは、まず公共施設等総合管理計画の修正箇所について説明させていただきます。

まず、表紙の次にあります目次を御覧ください。

本件につきましては、目次にありますとおり、1番、公共施設等総合管理計画策

定の背景と目的、それから12番、計画推進のための方策までの構成となっております。

今回の見直しでは、国から示されております見直しに当たっての留意事項に基づき、主に6番の公共施設等の現況と課題及び7番の公共施設の更新コスト試算について追記、修正等を行いました。

それでは、7ページを御覧ください。

6番、公共施設等の現況と課題ですが、これにつきましては、令和3年3月末時点の現況に合わせて一部修正をしたもので、表の下段にありますその他のところに令和2年度に取得しました九鬼の移住体験住宅、みやかの2件分をプラスしております。

続きまして、9ページを御覧ください。

9ページから10ページにかけては、先ほどの増加分を踏まえて延べ床面積等の合計数値を修正したものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

ここは国からの見直しの留意事項に基づきまして、有形固定資産減価償却率の推移及び下段の現在要している維持管理費を追記したものでございます。

有形固定資産減価償却率の推移につきましては、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表すもので、償却率が大きいほど老朽化が進んでいるということになります。本市につきましては、現状では類似団体の平均を下回っておりますが、今後、増加傾向で推移すると見込まれております。

次に、12ページを御覧ください。

公共施設の更新コスト試算ですが、下段の表1、長寿命化対策を反映した場合の見込みとして表を追加しております。

この表の中で単純更新費用といいますのは、建て替え、除却等を単純に行った場合に係る費用で、その場合は、令和12年度までで約4.2億円の経費がかかるのに対し、長寿命化の場合は約2.1億円となり、差引き約2.1億円の効果があるということを表しております。

続きまして、15ページを御覧ください。

こちらは、インフラ資産の更新コスト試算で、先ほどと同様、下段の表に長寿命化対策を反映した場合の見込み（橋りょう）を追加しておりまして、長寿命化対策をすることにより約2.6億円の効果額が見込まれるということになっております。

続きまして、20ページを御覧ください。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方のうち、（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針の中に断熱化による冷暖房の効率化、照明機器等の省エネルギー化による使用電力量の抑制と二酸化炭素排出量の削減など、環境面に配慮した改修を行うことについて追記しております。

続きまして、２３ページを御覧ください。

施設類系ごとの管理に関する基本的な方針の⑥学校教育系施設のうちに、給食室等の個別の施設に関して、近い将来の児童数減少を鑑みた上で集約化を進め、廃止となった設備を備蓄倉庫等へ機能移転するなど、経費削減を目指す旨及び脱炭素化の取組の一つである照明器具のLED化について追記しております。

総合管理計画の修正については、以上でございます。

引き続き、公共施設個別計画の修正について御説明をさせていただきます。

個別計画につきましては、先ほどの総合管理計画の趣旨を踏まえ、個々の施設の具体的な方向性を定めたものでございます。

その中で、現在の施設の状況等を踏まえまして、計画年度を含め、一部修正したものでございます。

では、通知させていただきます。

１８ページを御覧ください。

最下段にあります九鬼消防車庫につきましては、職員による点検、調査を行った結果、橋脚等の腐食が著しい状態で、長寿命化による継続使用が不可と判断しましたことから、当初６年度に行う予定であった計画を前倒しし、令和４年度において建て替えを行うよう変更いたしました。

次に、２０ページを御覧ください。

２４番、元南輪内出張所につきましては、当初４年度での除却を予定しておりましたが、区との協議により令和５年度に除却することとなりましたので、そのように変更するものでございます。

次に、３３ページを御覧ください。

６番、学校教育系施設、（２）施設の具体的な方向性・対策の内容等につきまして、先ほど説明いたしました総合管理計画の修正に基づき、基本方針の③に給食室などの集約化、機能移転について、④に照明器具などのLED化について追記を行っております。

また、６７番、尾鷲小学校につきましては、給食施設の改修スケジュール及び尾鷲中学校への給食配送の実施、今後の給食調理場の集約化の方針について追記して

おります。

続きまして、次ページ、34ページを御覧ください。

69番、矢浜小学校及び70番、向井小学校につきまして、調理場集約化のスケジュールと単独校調理場としての機能を尾鷲小学校に集約する旨の方針を追記しております。

次ページの35ページを御覧ください。

77番、尾鷲中学校につきまして、給食配送の受入れに伴う改修工事のスケジュールと受入れの改修を行う旨の方針について追記しております。

では、通知させていただきます。

43ページを御覧ください。

一番上段の93番、尾鷲中央駐車場につきまして、先ほど予算のほうで御説明させていただきましたが、現況のままでの売却を進めてまいりましたが、応札者がいないということ、また、施設の荒廃等が進んでおりまして、景観や地域の安全性も考慮し、令和4年度において取壊しを行い、その後、引き続き売却の検討を行っていく旨の考え方に変えたものを記載しております。

個別計画の一部修正については、以上でございます。

なお、参考資料として、ただいま説明させていただきました修正を反映させた各対策ごとに資料を添付しておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、公共施設等総合管理計画と同個別計画の一部修正に係る説明とさせていただきます。

○南委員長      ありがとうございました。

公共計画の一部修正についての説明をいただきました。

○中里委員      総合管理計画のほうからなんですけれども、これを計画するに当たっての協議会とかというのは全くない状況でしたよね、今、尾鷲は。

○岩本財政課長      総合管理計画につきましては、国の指針に基づいて財政課のほうで取りまとめをしたものでございます。ただ、個別計画につきましては、庁内で検討委員会を設けて、そこで関係各課に集まっていた中で協議して作成したということになります。

○中里委員      庁内で集まって協議する場があるということなんですね。

○岩本財政課長      庁内で個別計画策定委員会という委員会を設けておりまして、そこで各課からの施設の情報を集めて、今後の方向性をみんなで話をして決めてい

ったということになります。

○中里委員　それは広く皆様に通知されることになるんですかね、参加、職員のみ。

○岩本財政課長　広く通知というのは。

この原案をつくったときにパブリックコメントを実施しておりまして、そこで住民の皆さんの御意見を聞かせていただいたという経過はあります。

○中里委員　なかなかパブリックコメントの件を聞いているんですけど、そのパブリックコメントにあまりコメントが来ていないという現状みたいなんですけれども、そういう意味では住民目線の意見というのはこういうところに取り入れますという方針はあまり書かれていないように感じるんですけど、どうやって対策に入っていますか。

○岩本財政課長　パブリックコメントにつきましては、結構数としてはたくさんいただいております、個別計画の中でそういった意見を基に今後の方針の中で検討するには地域の皆さんと協議をした上で今後の方向性を決めていくという記述もしておりますので、実際に施設をどういうふうに整備するかという段階になりましたら、再度施設の所管課のほうで住民の皆さんとよく話をさせていただいて、今後の方向性を決めていくということになると思います。

○南委員長　よろしいですか。

○中村委員　ここでも非常に問題になる適正立地の計画、例えばまちづくり協議会とか、そういうところで本来は話し合われて、統廃合とか、施設の建て替えとか、集約とかというところを広く意見を求めていく、それは財政の問題ではないと思うんですけども、このつくられ方について、もし所内で話をされるときに、そういうふうなやり方というのを今後していただけるように、財政は上がってきたのをそのお金をどないかするだけの課なんですけど、ただこれを、全体計画を財政で作られているのやったら、そのつくられ方についてちょっとやっていただけへんかなと思うんですけど。

○岩本財政課長　委員さんおっしゃるように、こういう計画をつくる際に市民の方に入っていただくというのは大変大事なことでござっておりますので、総合計画とか、そういうのは答弁入っておりますけれども、今後、そこら辺も検討した中で進めさせていただきたいと思っております。

○南委員長　他にございませんか。

○内山副委員長　今説明いただいた18ページで、九鬼消防車庫の……。

○南委員長 計画のほう。

○内山副委員長 計画のほうで、個別計画ですね。

これはつくっていただくということですよ。建て替え、古いので。去年、市長がおっしゃっていただいた九鬼の懇談会の中で、トイレ、そこを利用したらどうか。トイレができるという話だったんです。この中でできるということなんですか、建て替えの中で当てるという。

○下村副市長 九鬼へ公衆トイレをというような要望があったんですけど、公衆トイレとなりますと、便器一つに16人槽の公衆トイレという形になると16人槽の便槽が要るということで、そういった公衆トイレを設置する場合、どういった方が利用するのか、観光客がどれぐらい来るのかというような調査が必要になると。そうすると、また数年かかるということで、九鬼の消防団車庫、地元の方がトイレを外に出たときということで、消防団車庫を建て替えた際に外からも入れるようにすると。内側は消防団が使っていないときは鍵をかけるということで、外からもトイレを利用できるということで地元のほうにお話しさせていただいたら、それで結構ですということになりました。

○内山副委員長 説明、よく分かりました。物すごく地元住民の方が利用していただけたらと思います。

そこで、ここで話をすることじゃないかもしれないんですけども、トイレの清掃についてなんですけれども、懇談会のほうでは、地元でちゃんとしなさいよというような、相談してくださいねというような市長のお話だったと思うんですけども、それで、地元でというような考え方ですか。

○下村副市長 地区から要望があった際には、ふだんの清掃は地区でさせていただくというようなお話をいただいております。

○内山副委員長 九鬼もすごく人が少なくなっていて、もしもコミュニティにおられる職員の方が1か月に1遍、1週間に1遍でも時々は手伝ってもらおうのか、そういうような協力体制というのは、もう地元でそういうのは話をすべきことなんでしょうか、それとも市の職員の方を使う場合には、一応あなたたちも協力しなさいよというような話というのはしてもらえないのでしょうか。

○南委員長 副市長、今回の件は要望ということで捉まえていただきたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、財政課の審査を終了いたします。御苦勞さんでございました。

ここで、25分まで休憩をいたします。

(休憩　午前11時16分)

(再開　午前11時25分)

○南委員長　　休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、総務課に入ってくださいました。

総務課の4本の議案がありますけれども、まず議案の条例改正のほうを議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてから議案第6号の職員の給与に関する条例の一部改正についての4本を一括説明をお願いいたします。

○竹平総務課長　　それでは、総務課に係る議案について。

まず、条例の一部改正から御説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表を御覧ください。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号、尾鷲市個人情報保護条例の一部改正についてにつきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が交付されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることから、同法律への引用する規定に改正するため、第2条第1号等を下線のとおり一部を改正するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

議案第4号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてにつきましては、国における行政手続の見直しに伴い、職員のサービスの宣誓に関する政令が改正されたことから、市職員のサービスの宣誓において、対面の見直しを行う第2条の下線の削除及び様式第1号、様式第2号において縦書きから横書きへの変更と氏名の次にある押印を削除する一部改正でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第5号、尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてにつきましては、育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業を取得しやすい環境整備及び妊娠等の申出をした労働者に対する周知、意向確認の措置などが義務づけられたことに伴い、国家公務員に



においても同様の措置が講じられることから、国家公務員との均衡の原則を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点といたしましては、改正前の表ですが、第2条第3号アに記載の在職期間が1年以上である非常勤職員を削除し、非常勤職員における取得要件の緩和や6ページ、7ページ、次のページになりますが、第24条及び第25条において、妊娠または出産等について申出があった場合に職員の周知や意向確認の措置等を追加するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。

議案第6号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、人事院勧告に基づき期末手当の支給月数の引下げを行う改正と現業職の分野において、国に合わせた現業職給料表等を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

10ページ以降の現業職給料表は、職務の級は1級から4級までの級とするもので、基準となる階級の職務は15ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

等級別基準職務表として職務の級における基準を定めるものでございます。これらは、本市の環境課等の現業職務を遂行していくに当たり、新たな採用者などに適用させ、業務の安定的な体制を図っていくものでございます。

また、令和4年度における人事院勧告に基づく引下げにつきましては、期末手当を0.15月分引き下げるもので、年間4.45月分を4.3月分とするものでございます。このことによる一般会計への影響額は、約1,080万でございます。1人当たりの平均にしますと、約6万7,000円の減額となっております。

以上が条例の一部改正の議案の4本の改正内容でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

条例改正4本の説明をしていただきました。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、4議案の審査は終了いたします。

次に、議案第17号、令和3年度の尾鷲市一般会計の補正予算の説明をお願いいたします。

○竹平総務課長 それでは、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第16号)の

議決についてのうち、人件費及び総務課に係る補正予算について御説明をさせていただきます。

予算説明書の20、21ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

歳入ですが、20款諸収入、5項雑入、1目雑入373万2,000円の減額のうち総務課分といたしましては、2節総務費雑入、派遣職員人件費852万4,000円の増額でございます。これは、三重地方税管理回収機構及び東紀州環境施設組合の派遣職員人件費の精算確定による増額分でございます。

次に、歳出ですが、人件費につきましては一括説明をさせていただきたく、別紙委員会資料の1ページをお願いいたします。

通知をさせていただきます。

職員人件費でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、退職による職員給料105万円の減額及び住居手当65万3,000円の減額、異動等による確定でございます。また、期末手当額は34万7,000円の減額、時間外勤務手当につきましては、565万9,000円の減額のうち主に選挙執行経費確定による減額でございます。

管理職特別手当は1万8,000円の減額、退職手当につきましては、職員3名の退職による1,196万9,000円の増額で、共済費の25万6,000円の減額を含めた人件費総額は、398万6,000円の増額となっております。

次に、資料2を御覧ください。

会計年度職員の人件費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、特別職及び職員人件費の1節報酬における30万円の減額のほか、衆議院議員選挙、市長・市議選における会計年度任用職員報酬の実績による減額でございます。

また、4款衛生費、5款農林水産業費及び9款教育費の会計年度職員報酬についても途中退職や病気休職など、実績に基づく減額分でございます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について、選挙管理委員会も併せて御説明をさせていただきます。

予算書に戻っていただき、25ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、人事管理経費につきましては、

主なものとして特別職報酬等審議会委員報酬の13万9,000円の減額、委託料では受診者数の確定に伴う健康診断委託料40万円の減額、また、人事給与システム更新業務委託の入札結果による325万6,000円の減額及びデータ移行業務が不要となったことによるデータ移行業務委託料103万4,000円の皆減等、508万8,000円の減額でございます。

次に、職員研修事業5万5,000円の減額は、研修受講者数の確定に伴う減額です。

次ページの26、27ページをお願いいたします。

総務一般管理経費120万円の減額は、実績に伴う燃料費70万円の減額及び有料道路通行料50万円の減額でございます。

情報化推進事業963万8,000円の減額は、財務会計システム更新業務委託の入札結果による640万6,000円の減額及びデータ移行業務委託料110万円の減額、また、システムのクラウド化による利用料の確定による213万2,000円の減額でございます。

庁舎管理経費では、電気料及び水道料金の使用実績による45万円の減額でございます。

次ページの28、29ページをお願いいたします。

公平委員会経費の24万円の減額は、主なものとして、委員会の開催が1回であったことによる委員報酬10万6,000円の減額、また、コロナ禍のため全国公平委員会連合会東海支部総会の中止により旅費9万3,000円の減額ほか、負担金の減額でございます。

次に、第2条第2表の繰越明許費補正について御説明をいたします。

補正予算書の7ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業132万円でございますが、地方公務員法の改正に伴う政令等の改正が遅れていることから、次年度で例規整備に対応するため、繰り越すものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正の変更で人事給与システム利用料は、契約額の確定により限度額を変更するものでございます。

廃止につきましては、庁内DNS・メールサーバー及びメインスイッチ更新機器借上料につきましては、世界的な半導体の入手困難により、年度内での契約は困難であるため廃止させていただき、令和4年度の当初予算で再度計上させていただく

ものでございます。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明させていただきます。

歳入の説明で、まず補正予算書の18、19ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

歳入でございますが、15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金1,190万円の減額は、三重県知事選挙執行委託金及び衆議院議員選挙執行委託金として選挙執行事務経費の確定による減額でございます。

次に、歳出になります。

30、31ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙経費868万3,000円の減額は、選挙執行事務経費の確定による減額で、主なものとして次ページに記載のとおり、時間外勤務手当256万7,000円の減額、需用費では、消耗品費で68万4,000円、役務費では通信運搬費が27万9,000円、使用料及び賃借料では、一番下にあります洋上投票関係のファクス借り上げ料396万8,000円の減額が主なものでございます。

市長選挙費、市長選挙経費では、364万1,000円の減額で、主なものとして、次ページの35ページになりますが、選挙運動用通常はがき、自動車使用、ポスター及びビラ作戦に伴う交付金313万2,000円の減額でございます。

次に、市議会議員選挙経費では、1,224万8,000円の減額で、こちらも次ページにありますように、負担金、補助及び交付金970万5,000円の減額が主なものでございます。

次に、三重県知事選挙経費321万7,000円の減額は、時間外勤務手当159万1,000円の減額のほか、役務費の通信運搬費28万5,000円、次ページにあります分類機支援手数料30万円の減額が主なものでございます。

補正につきましては、以上になります。

○南委員長　以上が議案第17号、補正予算の説明でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　ないようですので1点だけ、市長選挙と市議会議員の選挙で減額が出たんだけど、当初、立候補予定は何名をされておったんですか、予算に基づき。

○竹平総務課長 立候補予定者、たしか5人で当初予算を計上させていただいておったと思います。あと、市議選につきましては18人だと思うんですけども、正確には、今、手元にないので。

○南委員長 また後でもいいですので。

○竹平総務課長 よろしいでしょうか。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、議案17号の審査は終了いたします。

引き続き、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についての総務課所管分の説明をお願いいたします。

○竹平総務課長 それでは、議案第12号の令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について御説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、予算書の22、23ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度予算額114万1,000円のうち総務課分は、説明欄にあります行政財産使用料総務課76万5,000円で、主な貸付物件は、職員組合事務所、職員互助会売店使用料、庁舎ロビーに設置の避難所等の案内板、共同キャッシングサービスボックスなどがございます。

28、29ページを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、本年度予算額112万1,000円、1節総務管理費負担金の特例事務処理交付金は、鳥獣の保護及び管理並びに飼養の適正化に関する法律など、権限移譲に伴う事務処理に対する交付金でございます。

36、37ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち総務課分は、1,669万3,000円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金34万円から生活年金プラン事務費、互助会館と共同キャッシングサービスボックス電気使用料及び国民健康保険事業など、特別会計と水道、病院の事業会計のシステム利用負担金695万4,000円までと、公文書コピー代、三重大学連携室インターネット回線使用料、避難所等案内板電気使用料、派遣職員人件費838万2,000円と一番下に記載の自動販売機電気使用量が総務課分でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

人件費につきましては、全ての費目にまたがりますので、別紙資料にて御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保、後期高齢、特別会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載をさせていただいております。

表内の職員数の増減は、前年度当初との比較で、退職者と新規採用職員との差引き、異動等によるものでございます。

まず、給料でございますが、一般会計、特別会計の合計で6億8,160万6,000円となり、前年度と比較しますと990万3,000円の増額となっております。これは休職者の復職2名及び退職職員と新規採用職員との差引き1名による要因及び定期昇給等によるものでございます。

次に、職員手当でございますが、児童手当を除く本年度予算額は、4億2,741万6,000円で、前年度と比較しますと2,445万7,000円の増額となっております。

内訳としましては、期末勤勉手当は2億7,063万6,000円で、人事院勧告による0.15月分の引下げ等もあり、昨年度比較では528万6,000円の減額、時間外勤務手当は3,725万8,000円で、昨年度との比較では選挙経費の減により186万5,000円の減額、退職手当は6,915万9,000円で、退職者が一般職の昨年度より2名の増及び教育長分など、3,002万4,000円の増額が主な要因でございます。

また、共済費につきましては、今年度予算額は2億1,294万9,000円で、前年度と比較して429万1,000円の増額となっております。

次のページをお願いいたします。

会計年度の任用職員の人件費でございます。

1款の議会費からこれも9款の教育費までの目別の報酬、給料、職員手当等について記載をさせていただいております。

表内の職員数の増減は、前年度当初との比較で、ふるさと納税、個人番号カード交付事業、部活動指導員、学びのサポーターなど、全体として4名の増員となっております。

4款清掃費、5款山林管理費の2節給料は、環境課、水産農林課作業員9名分、教育事務職員1名分でございます。

1 節報酬 1 億 8,652 万 1,000 円、2 節給料 2,577 万 1,000 円、3 節諸手当、4 節共済費、合計で 2 億 9,224 万 9,000 円で、前年度と比較しますと 523 万 7,000 円の増額となっております。

なお、本委員会所管の予算の中で、人件費につきましては総務課において一括して予算計上させていただいておりますので、各課における人件費の内容につきましては割愛とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について御説明をさせていただきます。

予算書の 44、45 ページを御覧ください。

通知もさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 7 億 6,755 万 7,000 円、前年度と比較して 5,470 万円の増額となっております。

この主な要因として、総務課分としては、退職手当等の増額で 3,745 万 2,000 円の増額。人事管理経費と情報化推進事業で 1,569 万 4,000 円の減額が主なものでございます。

財源内訳といたしましては、国県支出金として 209 万円のうち基礎年金事務費交付金 75 万 5,000 円、その他特定財源としてシステム利用負担金 695 万 4,000 円ほか、電気使用料 19 万 8,000 円でございます。

45 ページ下の人事管理経費の 729 万 2,000 円で、前年度と比較しますと 411 万 3,000 円の減額となっております。

主な支出といたしましては、1 節報酬 5 万円で、職員採用試験面接官の報酬でございます。

次に、8 節旅費 58 万 5,000 円は、職員採用試験面接官旅費 3 万 3,000 円、水産庁に派遣している職員の帰還に伴う特別旅費及び人事交流に伴う特別旅費が 23 万 9,000 円、災害被災地派遣旅費が 31 万 3,000 円となっております。この災害被災地派遣旅費につきましては、災害等において被災した自治体から応援要請があった場合の職員派遣旅費で、職員 2 名、7 泊 8 日で計上をさせていただいております。

次に、次ページになりますが、12 節委託料 214 万 2,000 円は、主に職員の健康診断委託料 171 万円、13 節使用料及び賃借料 375 万 8,000 円は、人事交流による公舎借上料 179 万 1,000 円と人事給与システムクラウド利用料 196 万 7,000 円でございます。

職員研修事業費 34万6,000円は、11節役務費の自動車の安全運転に係る技能講習会受講のほか、12節委託料は22万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金 1万8,000円は、研修参加負担金でございます。

次に、総務一般管理費 3,913万5,000円は、前年度と比較しますと264万4,000円の増額ですが、この主な要因は、本年度において車両1台を購入予定としているものでございます。

主な支出といたしましては、7節報償費 48万円は顧問弁護士に対する報償費でございます。

10節需用費 644万5,000円は、条規類集等、書籍の追録代、印刷用紙代等の消耗品費 120万円、公用車ガソリン代 442万円、公用車の修繕料 82万5,000円でございます。

11節役務費 392万3,000円の主なものは、庁舎電話代等の通信運搬費 360万円であります。

12節委託料 2,183万1,000円の主なものは、条規類集データベースシステム委託料 304万7,000円、公用車集中管理業務委託料 1,320万3,000円、文書管理システム運用保守業務委託料 261万4,000円等でございます。

次ページの13節使用料及び賃借料 439万6,000円は、複合機使用料のほか、有料道路通行料 324万円が主なものでございます。

17節備品購入費 206万円は、公用車普通自動車1台の購入を予定しております。買換え予定車につきましては、平成23年8月に購入の28万キロを走行しております。

次に、情報化推進事業の7,055万6,000円は、前年度と比較しますと1,158万1,000円の減額ですが、これは令和3年度に財務会計システムの更新業務が完了したことが主な要因でございます。

主な支出といたしましては、12節委託料 3,706万1,000円、これは庁内システムサポート保守委託料 3,420万8,000円、番号制度対応システム改修委託料 148万5,000円が主なものでございます。

13節使用料及び賃借料 2,830万2,000円は、インターネット使用料 327万4,000円、総合住民情報システム借上料 608万5,000円、パソコン275台のリース料 251万6,000円ほか、システムのクラウド化に伴う総合住民情報システムクラウド環境移行機器借上料 730万5,000円、財務会計シス



テム利用料 3 5 6 万 4, 0 0 0 円、総合住民情報システムのデータセンター利用料 3 8 4 万 5, 0 0 0 円が主なものでございます。

1 7 節備品購入費は、端末機器 5 台の購入予定としております。

1 8 節負担金、補助及び交付金 3 8 9 万 5, 0 0 0 円は、国と自治体をつなぐ中間サーバーの維持負担金 3 1 0 万 1, 0 0 0 円及び三重県セキュリテイクラウド負担金 7 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

次に、情報公開 5 9 万 2, 0 0 0 円は、情報公開個人情報保護及び行政不服審査会に係る経費で、主なものといたしましては、1 節報酬 2 5 万円、8 節旅費 3 3 万 4, 0 0 0 円を計上しております。

次に、庁舎管理経費の 2, 2 5 5 万 4, 0 0 0 円は、1 0 節需用費が 1, 0 1 0 万 5, 0 0 0 円で、庁舎の光熱水費 8 0 2 万 8, 0 0 0 円及び修繕料 1 7 0 万 8, 0 0 0 円が主なものでございます。

1 1 節役務費 1 8 2 万 4, 0 0 0 円は、庁舎の浄化槽保守点検業務 1 7 5 万円が主なものでございます。

1 2 節委託料 9 8 2 万 2, 0 0 0 円は、自家用電気工作物保安業務委託料 2 7 万 6, 0 0 0 円ほか、庁舎の警備業務委託料 8 0 6 万 7, 0 0 0 円が主なものでございます。

次に、5 4 ページ、5 5 ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

いじめ問題調査委員会費 1 7 万 3, 0 0 0 円ですが、これは尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例にあります尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬と旅費でございます。

本委員会は、重大事態への対処として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策会議を経て学校、または学校設置者が行った調査に対して再調査を弁護士や心理福祉の専門家が行うものとなっております。

次に、6 2、6 3 ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

8 目公平委員会費、本年度予算額 1 5 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較しますと 1 3 万 4, 0 0 0 円の減額となっております。

この要因としては、昨年度は輪番制により三重県公平委員会連合会の会長市であったため、全国公平委員会連合会総会の参加に係る参加者負担金などの経費を計上していたためでございます。

本年の主な支出といたしましては、3名の委員報酬9万9,000円と東海支部総会・研修会への出席に係る負担金2万円でございます。

次に、72、73ページを御覧ください。

通知をさせていただきます。

14目諸費、総務管理費負担金127万円のうち、総務課分といたしましては8万7,000円で、上から三重県安全運転管理協議会会費1万3,000円、安全運転管理者講習会会費1万8,000円、紀北自家用自動車協会会費5,000円、平和首長会議メンバーシップ納付金2,000円、三重県自治研修センター年会費4万円、三重県社会保険協会会費9,000円まででございます。

次に、第2条第2表の債務負担行為について御説明をさせていただきます。

10ページになります。

通知をさせていただきます。

総務課分の債務負担行為としては、圧着機器のメールシーラー保守業務委託料、それと庁内DNS・メールサーバー及びメインスイッチ更新機器借上料、総合住民情報システムクラウド環境移行機器借上料の3本で、期間及び限度額は記載のとおりとなっております。

庁内DNS・メールサーバー及びメインスイッチ更新機器借上料につきましては、庁内ネットワークシステムについてネットワークの安全性を確保するため、昨年度に債務負担行為を計上させていただいたものでございます。

次に、選挙管理委員会経費を説明させていただきます。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

32ページ、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金2,310万2,000円は、在外選挙特別経費委託金1,000円と参議院議員選挙執行委託金1,959万6,000円と三重県議会議員選挙執行委託金350万5,000円でございます。この在外選挙特別経費委託金は、在外選挙人名簿登録者の内容変更に伴う事務手数料でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

78、79ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額138万7,000円でございます。

事務局経費の主なものは、1節報酬の63万8,000円、委員長はじめ4名の

年額報酬で、8節旅費45万8,000円は、本年度、全国市区連合会会計監査市であり、東京及び札幌で開催される理事会等の出席旅費でございます。

10節需用費21万4,000円は、選挙法令書籍の追録代が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金6万2,000円は、所属する団体等に対する負担金で、各記載のとおりでございます。

次に、次ページ、2目三重県議会議員選挙費350万5,000円は、三重県議会議員の任期が令和5年4月29日で満了となることから、令和4年度中に執行される三重県議会議員選挙に係る経費でございます。

主な支出といたしましては、1節報酬27万6,000円は、選挙準備期間に採用する会計年度任用職員などに支払われる報酬でございます。

7節報償費の10万円は、掲示板設置に係る謝礼でございます。

10節需用費の111万4,000円は、消耗品費61万1,000円が主なものでございます。

11節役務費の92万2,000円の主なものは、通信運搬費81万8,000円で、17節備品購入費83万9,000円は、投票用紙交付機2台ほか、机等の備品購入の予定でございます。

次に、3目参議院議員選挙費1,959万6,000円は、参議院議員の任期が令和4年7月25日で満了となることから、令和4年度中に執行される参議院議員選挙に係る経費でございます。

主な支出といたしましては、1節報酬193万円は、投票立会人、開票立会人、選挙期間内に採用される会計年度任用職員などに支払われる報酬でございます。

7節報償費の10万円は、掲示板設置に係る謝礼でございます。

10節需用費の168万円は、消耗品費107万7,000円が主なものでございます。

11節役務費の210万1,000円の主なものは、通信運搬費98万2,000円ほか、選挙公報配布手数料40万円、分類機支援手数料37万4,000円でございます。

次ページの12節委託料の124万円は、選挙ポスターの掲示に係る費用でございます。

13節使用料及び賃借料の556万9,000円は、個人演説会の会場の借り上げ料22万6,000円のほか、洋上投票用ファクス借上げに係る520万円でご

ざいます。

17節備品購入費72万6,000円は、投票用紙分類機スタッカー増設機器の購入費用でございます。

以上で総務課及び選挙管理委員会に係る令和4年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開が午後1時15分からといたします。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後 1時14分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

総務課より債務負担行為補正のほうの説明をお願いいたします。

○竹平総務課長 第2条第2表の債務負担行為補正で、先ほど1点漏らしておりました。すみません。

よろしいでしょうか。

三重県議会議員選挙事務費、令和5年度、162万6,000円を限度額として定めるものでございます。これにつきましては、役務費の交付機の計数手数料ほか、委託料として選挙ポスターの掲示設置に伴う費用でございます。

以上でございます。

それと、あと、先ほど質問がございました、令和3年度の当初のときの投票の予定数でございますが、市長選については4名で計上を予定しておりました。それと市議選につきましては18名ということで反映させていただきました。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第12号の令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についての審査に入りたいと思います。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員 素朴な疑問です。笑わないでください。

81ページ。参考までにお聞かせ願いたいんですけども、参議院選挙と三重県議会選挙、時間外手当というのが結構な差があるんですね。623万とか、あとは県会の場合22万。これはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○下村副市長 三重県議会議員選挙は、3月と4月にまたがるということで、4年度と5年度にまたがるということで、4年度予算は3月分まで、いわゆる期日前

投票云々の時間外が4年度当初に上げて、債務負担行為が取ってある5年度、いわゆる投票日については5年度の予算になると。

○竹平総務課長 三重県議会議員の任期なんですけれども、令和5年の4月29日ですので、それに伴って令和4年度に再度そういったことで当初予算のほうで、令和5年度になりますけれども、当初予算の説明には時間外が計上されることになると想定しております。

○小川委員 それじゃ、75ページ。中段のほうの土地鑑定評価業務委託料584万6,000円、これ、前年度に比べると151万ぐらい安くなっていると思うんですけど、それともう一点、総合住民情報システム改修業務委託料、これはかなり安くなっていると思うんですけど、これは入札関係でこうなったんですか。

○竹平総務課長 まず、土地鑑定評価業務委託料につきましては、いずれにしてもこの委託料につきましては、課税で賦課事務費でございますので、税務課になるかと思えます。

○南委員長 税務課のほうね。

○小川委員 さっき説明したやつじゃなかった、これは。分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、議案第12号の総務課の審査を終了いたします。その他の報告、もうなかった。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ありがとうございました。

(発言する者あり)

○南委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時19分)

(再開 午後 1時20分)

○南委員長 それでは、政策調整課の付託議案、3本ありますけれども、まず17号の補正予算のほうから説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第16号)の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について御説明申し上げます。

まず、補正予算説明書の7ページを御覧ください。よろしくをお願いいたします。

通知させていただきましたのが、まず、債務負担行為補正の変更といたしまして、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の令和4年度限度額、既にお示ししてあるものを1,799万7,000円に変更するものでございます。これは入札による変更でございます。

続きまして、補正予算説明書の26、27ページを御覧ください。

通知します。

こちらは、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費7,000円の財源更正でございます。これは、財源更正として活性化基金運用収入、これを財源に充てたための財源更正でございます。これは補正の説明でございます。

補正については以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ありがとうございます。

ないようですので、引き続きまして議案第12号、当初予算の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 では、続きまして、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について御説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、当予算書、また、主要施策の予算概要について併せて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書のまず22、23ページを御覧ください。

通知いたします。

歳入についてから順に説明をさせていただきます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料のうち、説明欄上から5行目でございますが、移住体験住宅使用料6万円は、九鬼町にあります移住体験住宅みやかの使用料を見込んでおります。

続きまして、移りまして26、27ページを御覧ください。

通知します。

14款国庫支出金に移ります。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち当課に係る分は、説明欄の地域公共交通確保維持改善事業費補助金121万2,000円で、これはコミュニティバス尾鷲地区、須賀利地区に対す

る補助金であります。

なお、ハラソ線、八鬼山線は、事業者へ直接交付されるものでございます。

次に、4行目の地方創生推進交付金は、総額520万2,000円で、このうち132万7,000円が当課の定住移住促進事業へ、また、50万円が広報等発行事業等へ充当されるものでございます。

次に、30、31ページを御覧ください。

通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金のうち、三重県南部地域活性化事業補助金391万8,000円は、定住移住促進事業へ91万8,000円とおわせSEAモデル協議会負担金へ300万円が充当されます。

続いて、電源立地地域対策交付金（水力枠）574万6,000円は、4款の衛生費のじんかい収集車購入費に充当される予定でございます。

また、三重県移住支援事業補助金75万円については、首都圏から尾鷲市への移住を支援する尾鷲市移住支援補助金に充当されます。

次に、32、33ページを御覧ください。お願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金83万円は、指定統計調査5件に対する委託金でございます。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金3億5,000万円は、ふるさと応援寄附金でございます。

次に、36、37ページを御覧ください。お願いいたします。

20款の諸収入に移ります。

5項の雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄の下から5行目を御覧ください。広告事業収入6万円は、広報おわせに掲載する企業広告費等でございます。

次いで、下から3行目、おわせSEAモデル協議会事業負担金200万円は、同協議会に対する2社、中部電力様と尾鷲商工会議所様からの負担金でございます。

以上が当課に係る歳入の説明でございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

予算書50ページ、51ページを御覧ください。

通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、秘書事務経費は262万5,000円で、前年度に比べて24万8,000円の減額。財源は一般財源でございます。

内訳の主なものは、都市圏への要望活動等をはじめ、各地で開催されている尾鷲高校鷲友会、三重県人会や東海市長会などの旅費が132万4,000円のほか、交際費が55万円、負担金として市長会関係負担金が60万8,000円でございます。

次のページ、お願いいたします。

行財政改革推進事業でございます。

これは、14万円で、財源は一般財源でございます。

内訳の主なものは、委員報酬8万6,000円で、行財政改革推進会議2回分の報酬費を見込んでおります。

次に、ふるさと納税事業1億9,082万6,000円で、前年度に比べて2,976万8,000円の増額で、財源はふるさと応援寄附金が1億5,400万円、残りは一般財源でございます。

前年度予算額と比較して、増額の主な要因は、目標寄附額を3億5,000万円と定め、それに対応する返礼品費用や各種経費の増であります。

この内容につきましては、ただいまから主要施策の予算概要にのっとり担当参事から詳細を御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○西村政策調整課参事 内訳は、8節旅費21万5,000円は市街でのPR活動のための一般旅費で、各地で開催される尾鷲高等学校鷲友会及び都市部で行うPR活動への参加旅費であります。

10節需用費121万2,000円は、ふるさと納税PR用品や封筒等に係る消耗品費であります。

11節役務費3,427万2,000円は、通信運搬費やふるさと納税指定納付事務等手数料であります。

12節委託料1億5,411万円は、返礼品の調達等に係る委託料であります。費用の積算については、寄附金の44%で積算しております。

13節使用料及び賃借料101万7,000円は、ふるさと納税管理システムサーバー使用料などでございます。

ここで、主要施策の予算概要より説明させていただきます。

それでは、ふるさと納税事業でございます。

それでは、主要施策予算概要の10ページを御覧ください。

通知いたします。

ふるさと納税事業について説明させていただきます。



事業の目的としましては、尾鷲市が応援したい地域、魅力ある地域として情報発信することにより、本市を知るきっかけをつくり、さらに返礼品を通じ市内事業者の商品PRや事業拡大につなげることでふるさと納税寄附増加を促進し、さらには関係人口を創出することを目的としております。

事業内容としましては、積極的にふるさと納税を受け付けるため、既存のポータルサイトふるさとチョイス楽天に加え、新たにふるなびを導入することで寄附者の受皿を広げ、市内返礼品出品事業者と共に魅力ある尾鷲ならではの返礼品をつくり上げ、魅力発信を行ってまいります。

また、前年度寄附者に対する尾鷲市感謝企画、おわせ港まつり招待などを通じ、ふるさと納税から始まる関係人口創出につなげてまいります。

事業費の内訳につきましては、委託料1億5,411万円、役務費3,427万2,000円で、財源内訳はその他特定財源ふるさと応援基金1億5,400万円、一般財源3,682万6,000円であります。

以上で、ふるさと納税事業についての説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長　　続きまして、予算書の55ページにお戻りください。

通知いたします。

次に、2目文書広報費でございます。2,069万9,000円で、財源内訳は、その他として広告事業収入6万円、50万円が地方創生推進交付金、669万8,000円がふるさと応援基金繰入金、残りは一般財源でございます。

広報等発行事業の主なものは、需用費の印刷製本費629万円は広報おわせの月1万200部の印刷代、役務費の広報配布手数料が470万4,000円、委託料として尾鷲市ホームページリニューアル業務委託料が769万8,000円、また、使用料及び賃借料としてホームページに係るクラウドシステム利用料が131万4,000円でございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当係長から詳細を御説明いただきます。

○小川政策調整課係長　　それでは、主要施策の予算概要の11ページを御覧ください。

通知いたします。

広報・広聴事業について御説明させていただきます。

まず、広報事業としましては、広報おわせ、ホームページ、エリアワンセグ、ツイッターやライン等のSNSなど、各媒体の特色を生かし、行政情報を分かりやすく効率的、効果的に提供していきます。特に令和4年度におきましては、市政情報

発信のメインツールである市ホームページのリニューアルを行い、利用者にとって便利で分かりやすく探しやすい、また、本市の魅力が伝わるようなホームページを目指してまいります。

次に、広聴事業としましては、市民懇談会や市長への手紙など、広聴の機会の充実に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長　それでは、予算書56、57ページにお戻りください。よろしく願いいたします。

5目の企画費でございます。本年度予算額は1億2,845万円で、前年度より559万1,000円の減額で、財源内訳は、三重県南部地域活性化事業補助金をはじめとする国県支出金が721万7,000円、その他としておわせSEAモデル協議会事業負担金などが211万円、残りが一般財源でございます。

企画振興事業は、669万3,000円でございます。内訳は、尾鷲市地方創生会議に係る委員への報酬と旅費のほか、負担金としておわせSEAモデル協議会負担金600万円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当課長補佐から御説明申し上げます。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　それでは、主要施策の予算概要12ページを御覧ください。

おわせSEAモデル事業について説明させていただきます。

事業の目的につきましては、主要施策の予算概要に記載のとおりであります。

事業内容につきましては、県の南部地域活性化基金を活用し、おわせSEAモデル協議会において企業誘致、事業誘致に結びつけるための具体的な事業検討を進めるに当たり、本市が県に対しての申請者となることから、協議会に対し当該事業に係る負担金を支出するものであります。

具体的には、跡地を活用したイベントや企業への事業提案など、集客交流人口の増加につなげるための施策の調査、検討や海藻類、エビ類陸上養殖に係る実証実験や企業への意向調査での費用であります。

事業費総額は、県の南部地域活性化基金補助対象上限額である600万円であり、その財源内訳は、2分の1が県支出金300万円、おわせSEAモデル協議会会員である中部電力と尾鷲商工会議所からそれぞれ100万ずつ、一般財源が100万であります。

説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長 予算書56、57ページにお戻りください。お願いいたします。

次に、交通体系関係事務経費でございます。6,677万6,000円。主なものとして委託料の自主運行バス運行委託料4,225万2,000円は、ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線の運航業務委託料、尾鷲市コミュニティバス指定管理料1,799万7,000円は、同じくふれあいバスの尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料であり、それぞれさきの定例会において債務負担行為として計上させていただいた分でございます。今回の変更も含まれます。

次ページ、お願いいたします。

負担金、補助及び交付金に移ります。

尾鷲市地域公共交通活性化協議会負担金74万6,000円、また、地域間幹線系統確保維持費補助金467万3,000円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により担当課長補佐から御説明申し上げます。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 それでは、主要施策の予算概要の13ページを御覧ください。

交通体系関係事務経費について説明させていただきます。

事業目的につきましては、主要施策の予算概要の記載のとおりであります。

事業内容につきましては、市内の地域公共交通について尾鷲市地域公共交通活性化協議会で協議するとともに、主にふれあいバス4路線、八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区のバス運行を行うものであります。

事業費総額は、6,677万6,000円であり、その財源内訳は、国庫支出金121万2,000円、一般財源が6,556万4,000円となっております。

説明は以上です。

○三鬼政策調整課長 予算書58、59ページにお戻りください。お願いいたします。

次に、広域事務経費197万7,000円でございます。これは、東紀州地域振興公社が東紀州5市町と連携で実施する産業、観光活性化事業などへの当市の負担金でございます。

次に、国際交流事業は、尾鷲市国際交流協会への補助金5万円の計上でございます。

続いて、総合計画進行管理事業は、第7次尾鷲市総合計画の進行管理を行う経費で17万円でございます。

1 1 節 役務費の通信運搬費 1 4 万 6, 0 0 0 円は、計画的で効率、効果的な行政運営を図るため、総合計画における施策の成果、進捗状況などを確認するための市民アンケートに係る郵送料でございます。

次に、地域創生関係事務経費は 3 5 万 8, 0 0 0 円でございます。

事業内容としては、東京おわせ会や各驚友会の方々と双方向に情報発信、交流を行うことで、おわせ応援団の拡大を目指すものでございます。

主なものとしては、8 節 旅費 2 5 万 2, 0 0 0 円は東京おわせ会総会、役員会への参加旅費等でございます。

続きまして、定住移住促進事業は 6 3 6 万円でございます。

主なものとしては、次のページを御覧ください、委託料 2 0 0 万円でございます。

これは、後ほど御説明がありますが、地域との多様な関わり創出業務委託料として、都市住民と地域をつなぐ人材拠点づくりや交流ウェブサイトの構築などを通して、関係人口づくりと新しい人の流れをつくる事業でございます。

1 8 節 負担金、補助及び交付金 2 2 6 万円のうち空き家バンク利用促進助成金 8 0 万円は、空き家バンクに登録していただいた所有者に対する家財道具等の処分や清掃に関する補助金で上限 4 万円の 2 0 件分、尾鷲市移住支援補助金 1 0 0 万円は首都圏からの移住者に対する支援補助金でございます。

この定住移住促進事業は、三重県南部地域活性化事業補助金、地方創生推進交付金、三重県移住支援事業補助金等を活用しております。

それらを含めて、主要施策の概要に基づき、担当係長から詳細を御説明申し上げます。

○野田政策調整課係長      それでは、主要施策の予算概要 1 4 ページを御覧ください。

定住移住促進事業について御説明させていただきます。

事業の目的は、これまでの移住促進の取組に加えて、多様な生活スタイルやニューノーマルにも対応した定住移住を促進し、新しい人の流れを創出していくことを目的としております。

事業の内容としましては、定住移住の推進として、地域おこし協力隊と連携しながら、ワンストップ移住相談窓口、移住体験住宅、国、県と連携した東京圏からの条件付移住に対する移住支援など、移住サポートの充実を図るこれまでの取組を地方創生推進交付金を活用し、引き続き実施していきます。

若者の働き方・働く場創出プロモーション事業では、地域での働き方や仕事体験

に加えて、テレワークなどのニューノーマルな働く場にクローズアップした情報発信を有料サイトを活用し行うとともに、仕事体験などの体験プログラムで訪れた方への滞在場所の確保、マイカーを持たない方や公共交通機関で来られた方の移動手段として、県内レンタカー事業者とシェアリングカーの実証実験を行うなどの受入れ態勢構築について、三重県南部地域活性化基金事業を活用し、進めてまいります。

地域との多様な関わり創出事業では、令和3年度に関係人口を創出していくために構築を進めた関係人口サイトや関係案内所を本格的に稼働させ、観光客やふるさと納税寄附者に対し、地域と関わりを持つことができる参加型プロジェクトや交流促進を進めてまいります。

本事業は、地方創生推進交付金を活用した3か年事業の最終年度となります。事業費、予算額につきましては、636万円で、財源内訳は、国庫支出金として地方創生推進交付金が133万7,000円、県支出金は三重県南部地域活性化事業補助金166万8,000円、その他特定財源として移住体験住宅使用料6万円、残り329万5,000円が一般財源でございます。

以上です。

○三鬼政策調整課長      それでは、予算書61ページにお戻りください。お願いいたします。

地域おこし協力隊事業4,606万6,000円でございます。

これは、協力隊への報償費が2,433万6,000円、協力隊活動費補助金などが1,675万円でございます。なお、協力隊に関する事業費は、特別交付税により全額措置されるものでございます。

これにつきましても担当係長より主要施策に基づき御説明をさせていただきます。

○野田政策調整課係長      それでは、主要施策予算概要の15ページを御覧ください。

地域おこし協力隊事業について説明させていただきます。

事業の目的としましては、外部人材を活用し、地域課題の解決や地域の活力づくりを進めることで、地域と外部人材が一緒につくる活力あるまちづくりの好循環を目指すことを目的としています。

令和4年度の地域おこし協力隊の配置につきましては、九鬼町1名、これは継続3年目になります。三木里町1名、三木里町については、既に今年度選考が終了しておりますが、着任は令和4年6月の予定です。三木浦町1名、こちらは令和4年度新規配置予定です。向井地区1名、こちらにつきましても3月に選考面接を予定

しております。SNSによる地域の魅力発信1名、こちらは継続2年目となります。ふるさと納税をきっかけとした関係人口づくり1名、こちらも継続2年目となります。

定住移住の促進については、令和4年度途中で任期満了隊員2名、その後任として新規で2名、昨年10月に着任した継続の隊員1名、欠員に伴い今年3月1日に着任した継続隊員の1名の6名で、任期満了する隊員、継続の隊員、新規導入の隊員の合計は12名の予定であります。

次に、地域おこし協力隊募集活動については、全国の自治体が募集を行っていることもあり、新規隊員の募集は大変厳しい状況であります。募集情報の発信に加えて、当市のOB隊員や現役の隊員と連携した現地見学会や協力隊体験会など、本市の隊員と実際に会って活動や内容、魅力を知っていただけるイベントなどを実施し、新規隊員の募集を進めていきます。

事業費の内訳につきましては、総務省の定める地域おこし協力隊設置要綱に準じて、隊員の活動報償費2,433万6,000円、活動費補助金1,675万円、起業支援補助金300万円、募集経費198万円の合計4,606万6,000円です。全て一般財源でございます。

以上で地域おこし協力隊事業の御説明を終わらせていただきます。

○三鬼政策調整課長 次に、予算書64、65ページを御覧ください。お願いいたします。

10目の男女共同参画費でございます。

これは25万3,000円で、財源は一般財源でございます。

新年度におきましても尾鷲高校及び三重県男女共同参画センターフレンテみえの御協力の下、同校における男女共同参画セミナーの開催を行うほか、男女共同参画連携映画祭など、広報活動も実施したいと考えております。

次に飛びまして、82、83ページを御覧ください。

通知いたします。

5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費のうち、一般統計事務経費は9万3,000円の計上で、尾鷲市統計書作成等に係る経費でございます。

次に、2目指定統計調査事業は78万円で、指定統計5件に要する費用でございます。

これに関しましても担当係長から主要施策を申し上げます。

○小川政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の20ページを御覧くだ

さい。

統計調査事業について説明させていただきます。

事業内容として、まず一般統計事務経費につきましては、毎年発行しております土地、人口、経済、社会、文化などの幅広い分野にわたる本市の主要かつ基礎的な統計資料である令和4年度版尾鷲市統計書を作成するものでございます。

次に、指定統計調査事業につきましては、所管省庁等から委託を受けている学校基本調査など、5種類の統計調査を実施するものでございます。

事業費予算総額は87万3,000円で、その主な内訳は、調査員などの報酬として61万1,000円、調査に係る事務消耗品費13万8,000円となります。

また、財源内訳は、県支出金として指定統計調査に係る統計調査費委託金が78万円、残り9万3,000円が一般財源でございます。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 以上で、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○南委員長 ありがとうございます。

当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員 SEAモデルの今までの活動の成果品って、何か出版物とか、ありますか。

○三鬼政策調整課長 SEAモデル協議会におきましては、昨年も南部地域活性化基金を活用して協議会に対して負担金を支払って活動しております。

それにつきましては、SEA、主にSとAですけど、それぞれの取組をさせていただいておまして、それは協議会の中での総会を経て、議会にも御説明させていただいたり、随時、議会には御説明させていただきながらしておりますが、成果物と申しますと、例えば何か冊子になっているものがあるかということでしょうか。

特に総会資料として作成するものはございますが、成果物として特に製本化したものはございませんし、また、ホームページにおいても取組とかその内容につきましては、おわせSEAモデル協議会のホームページがございますので、それにつきましても発表はさせていただいております。

以上でございます。

○中村委員 ここに海藻類というか、エビとかの実証実験というのか、その試験

もされているんですよね。これ、何年にわたってされていますか。

○三鬼政策調整課長 確かに尾鷲商工会議所様を中心にまず海ブドウと言われる藻類の実験から始まって、本格的には令和2年度から取り組みまして令和3年度と、着実に試行錯誤を繰り返しながらしているのが現状でございます。

令和3年度には、バナメイエビにも取り組ませていただきまして、報道等にもお披露目させていただいて、尾鷲水産試験場の天満のほうでも御協力いただきながら、また、三重大学でも技術的な支援もいただきながら取り組んでいるのが現状でございます。

○中村委員 それに対する予算というのか、幾らかけてどういう成果品が出ているのかというのはいつ分かりますか。

○三鬼政策調整課長 令和3年度の取組におきましては、3年度までの実績を求めながら、年度末、今年は令和4年4月の当初になってしまうんですけど、S E Aモデル協議会の総会をまず開かせていただいて、そこで報告したものを後ほどまた議会にも御報告させていただきたいというふうに順序は考えております。

○中村委員 それは報告だけですか、それとも成果品として出される予定はありますか。

○三鬼政策調整課長 S E Aでそれぞれ取り組んでいる内容は特色がございます。まず、尾鷲市としては、現在は企業誘致も含めた発電所エリアをどう活用するかというところを中心に取り組ませていただいています中、いろいろな会社に何とか成果品を活用しながら事業を発注しているものは報告をさせていただくものもございますし、あと、商工会議所様が行っている養殖実験につきましてもその状況についての報告をさせていただいた後、どういうものを成果物として例えばお示しするのかですけど、取り組んできた内容をまず総会に示すことを第一に今進めておりますので、御理解ください。

○中村委員 これって平成28年からでしたっけ。

○三鬼政策調整課長 協議会は平成30年でございます。

○中村委員 それ、毎年、この600万ってかけられているんですか。

○三鬼政策調整課長 三重県南部地域活性化基金の御協力をいただいているのは令和2年度からで、おわせS E Aモデル協議会の取組としては、令和4年度で3年目を迎える予定でございます。

○中村委員 それまではもっと少ない予算でやられていたんですか。

○三鬼政策調整課長 当初は少ない予算で取り組ませていただいていたいて、当初、



グラウンドデザインを策定したときには、別の補助金を活用してしたと伺っておりますし、それも含めて、歩みを進めるごとに課題が見えてきて、課題を解決するためには、実証実験とか、いろんな企業の御意見を聞きながら課題を解決してきましたので、近年では令和2年度から3か年計画で今南部地域活性化基金の御支援をいただいております。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　先ほどの御質問がありました件につきましては、以前は環境省の循環型共生圏のお金を直接協議会のほうで10分の10で受けさせていただいております、そちらのほうで導入の調査であるとか、企業への視察活動をさせていただいておりますので、南部の基金のほうは後から県のほうが創設していただいたというような形になっております。

○中村委員　今、600万の予算が3年について、1,800万ぐらいになって、実証実験とか、いろいろしていただいて非常にええことやと思うので、ぜひ、これ、見える形で報告というのか、成果物として出していただけたらありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　以前も御説明させていただいた、例えばサウナ事業とかも県の南部地域活性化基金を活用させて取り組ませていただいた。それは昨年の事業で行わせていただいた事業です。これにつきましては、今、事業化されまして、企業の方が地元の事業者と組んで、実際にいろんなグランピング施設とかいうようなところにサウナを納品しているというふうなことになっております。こういうものの成果は、また見えるような形でお示しさせていただきたいと思います。

○南委員長　他にございませんか。

○中里委員　ホームページのリニューアル業務委託料の件なんですけれども。

○南委員長　ページ数だけ。

○中里委員　55ページなんですけれども、予算書、この中で、こちらは年間の管理費とかは入っていらっしゃいますかね。

○三鬼政策調整課長　55ページでございます。

55ページの広報等発行事業のページを御覧ください。

それにつきまして、今回御提案している委託料として、尾鷲市ホームページリニューアル業務委託料がございますし、あと、ホームページに係るクラウドシステム（ASP）利用料、これが維持管理費に当たるもので、例年計上させていただいているものでございます。

○中里委員　毎年この金額がかかってくる、130万ほどがかかってくるという

ことですか。

○三鬼政策調整課長 この契約額を基本に委託期間を定めてしておりますので、委託期間が変わる場合にはランニングコストも変わる場合がございますが、現在はこの委託期間の中ですので、同様の委託内容でさせていただくこととしております。

○中里委員 何年契約になっていました。

○三鬼政策調整課長 5年契約の現在途中でございます。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 ホームページのリニューアルって、これ、ホームページだけやったですか。ごめんね、もう一回聞いておこう。

○三鬼政策調整課長 ホームページのみのリニューアルでございます。ほかにSNSも含めて情報発信の手段はありますが、尾鷲市ホームページという市民の方や市外の方、県外の方も御覧いただくホームページのリニューアルでございます。

○中村委員 これ、明細って、中って後で教えていただけますか。すごい高額なので、これってどういう内訳基準。

○三鬼政策調整課長 見積りをいただいている中で御説明申し上げますと、基本的には、現在構築しているシステムを前提に、課題解決、主にスマートフォンなどに対応できていないという見にくい課題、あとは情報を整理していわゆる特設ページ、よく言われるのが市外の方、県外の方が尾鷲市のページを見たときに何を基本に探したいか。ですので、観光のサイトとか、移住定住とか、子育てとか、そういうものを見やすくするような。あと、サブサイトと言われる定住移住とか、観光とか、子育てとか、そういうサイトをつくったほうが、より尾鷲市がしていることがせつかくあってもたどり着くのに時間がかかったり見にくかったりすると、せつかくしていることを見ていただけないことを解消するために、見やすくするということ。

ですので、あとはそういうところも含めて主にページデザインを全体的に変更するということ、あと、サブサイトを作成するということ、あと、スマートフォンへの対応も含めて、この三つが大きく今回のリニューアルのポイントでございます。それも含めて積み上げてございますので。

○中村委員 これはまだ予算で、今から入札があるということで、概算の見積りですよね。

○三鬼政策調整課長 今は予算のためのこういうことにしたいという見積りというか、したいことを積み上げさせていただいております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員　　59ページ、定住移住と地域おこし、若干お尋ねしたいんですけど、定住移住の需用費、役務費等については、これ、みやかも入っておるのかな、入っておるね。その中で役務費の記事作成手数料18万と、これ、新規かな、次のページの滞在施設借上料30万、これについて若干説明いただきたいと思うのと、それから地域おこし協力隊事業の委託料、地域おこし協力隊体験キャンプ業務委託料については、委託の内容はどんなものかというのをできたら簡単にお示してください。

○野田政策調整課係長　　まず、定住移住推進事業の記事作成手数料につきましては、先ほど主要施策で御説明させていただきました南部地域活性化基金の補助事業で若者の働く場を創出する情報発信とありますが、これは市内に仕事体験とか、来ていただいた方の体験内容とか様子というのを動画、記事、あとは感想とかを作成して、情報発信していきたいなと考えております。

続きまして、滞在施設の借り上げ料につきましては、こちら主要施策の南部地域活性化基金事業の中でございまして、仕事体験とか、来ていただいた方は、事業者さんが滞在施設を持っていない場合が非常に多いということから、ある一定期間、短期で1週間仕事体験する場合に、滞在する場所を空き家を活用して確保していきたいというものであります。

あと、地域おこし協力隊事業の委託料、地域おこし協力隊体験キャンプ業務委託料につきましては、こちら、地域おこし協力隊の募集については、全国で募集活動をやっていますので大変苦戦しておるとい状況もありまして、今回、令和4年度の尾鷲市の募集する協力隊にかかわらず、協力隊の活動を体験していただいて、今、2泊3日程度を想定しておりますが、実際、活動している協力隊員のところへ入って活動を体験してもらおうと。協力隊の活動の理解を深めて、長期的な募集に役立てていきたいなと思っております。

○仲委員　　特に今の委託料についてはよく分かったんですけど、この委託料の受入先という、受託するところはどこになるんですか。

○野田政策調整課係長　　こちら、先ほど説明したとおり、協力隊の活動とか、そういったものを体験してもらおう。あと、コーディネートをやっていく上では、地域おこし協力隊を経験した方が、これが一番ベストだと考えておりますので、尾鷲市には協力隊のOBがつくったNPO法人がありますので、そういうところを想定しております。

○小川委員　　少し関連しまして、61ページ、補助金の中で地域おこし協力隊活動費補助金というのが昨年度以下300万ほど増えておりますよね。これは仲委員さんが言われたほうのそれに関連していることなんでしょうか。

○野田政策調整課係長　　こちら、国の協力隊の制度に基づいてやっておりますので、昨年との上限というのは、人数とか着任の期間もありますので、多少は前後すると思います。

○小川委員　　それともう一点、その下の起業支援補助金、これ、200万だったり300万だったり、去年は400万円やったかな。これ、どういうふうに、人数とかになるのやろうと思うけど、1人当たり起業幾らとか、そんなのは決まっているんですか。

○三鬼政策調整課長　　これは協力隊を終えた方がこの地に残って起業していただくために活用していただいていることを一番うれしく思っているんですけど、1件当たり100万円を人数分予算化させていただいております。基本は100万円を上限として、起業を支える支援として補助金を出しております。

○小川委員　　これは、ものづくり補助金とはまた別個のもんですよね。

それと、その上の空き家バンク利用促進助成金、今、80万円、4万円で20件分と聞きましたけど、これ、空き家バンクの登録件数がどんどん増えてきよるといふふうに理解すればよろしいんですか。

○三鬼政策調整課長　　空き家バンクも活動を理解していただいたり、それに活用することで再利用につなげたいという方も増えてきておりまして、現在だと342件ぐらいですよ。340件を超える登録をいただいておりますので、そういうときに空き家物件に登録したいときに清掃する活動費用として今回増やしていただきました。

○小川委員　　参考までにお聞かせ願いたいんですけど、空き家バンクを使われる方、市内の方もおると思うんですけど、その割合というのは、もし分かれば、市外。

○西村政策調整課参事　　それでは、利用実績について説明させていただきます。

今現在、先ほど課長からも話があったと思うんですけど、物件登録者数は342件でございます。

県外の世帯でいいますと110世帯、県内が35、市内が82となっております。

○小川委員　　これだけ成約されたということですか。

○西村政策調整課参事　　そのとおりでございます。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようですので、議案第12号の当初予算の政策調整課の審査は終了いたします。

引き続きまして、議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての説明を求めます。

○三鬼政策調整課長　では、議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の35ページを御覧ください。

通知させていただきます。

35ページにございます尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、当課資料による御説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料の1ページを通知させていただきます。御覧ください。

よろしいでしょうか。

尾鷲市コミュニティバスの管理業務を効率的かつ効果的に実施するため、地方自治法第244条の2第3項及び尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定させていただいております。

(1) 指定管理者でございますが、所在地が三重県津市中央1番1号、名称が三重交通株式会社でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

同社を指定管理者として行った理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知していること、通常運行の変更時の対応が迅速なこと、平成21年度から現在まで重大な事故がないことなどでございます。

また、(4)として、管理業務の範囲は①の車両の運転及び運行管理等に関する業務から以下8番まで、記載のとおり行っていただくことを要件としております。

(5) 協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結をさせていただく予定でございます。

指定管理料につきましては、1,799万7,000円でございます。

なお、(7) 指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、令和3年12月23日から本年1月12日まで、公募要領等の配布をさせていただきました。申請書類の受付を同月21日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社1社の応

募がございました。同月25日、事業者より提案、プレゼンテーションをしていただきまして、審査を行い、選考委員会5名による質疑応答を行った後、審査をこなしました。その後、2月1日に選定結果の通知及び公表を行っております。

以上が議案第22号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言を願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、最後に、その他の報告事項として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 お時間をいただきまして、ただいまより別紙資料に基づいて令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(令和4年度実施分)について、現状について御説明をさせていただきます。

通知させていただいておりますが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた様々な方への支援として国から交付されている臨時交付金でございます。

それで、令和4年度に実施する分として、通知を受けてから各課で検討を進めてまいりました。現段階でも検討を進めている段階でございますので、今日時点の案として御理解いただきたいと思います。ですので、今後、事業の内容とか金額が変更になることも御認識いただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

お手元でございますように、担当課、事業名、予算額が示されております。

主に議会事務局では、議場等の感染症対策、主にアクリル板をはじめとした感染症対策を行いたいという内容から総務課も庁舎内の感染症対策、主にアクリル板を活用したいいわゆるコロナ対策等を中心に上げてあります。

また、水産農林課は、学校給食等における地元水産物の活用支援事業、昨年度も行わせていただきましたが、給食における地元のお魚を活用した地域の産業支援でございます。また、漁業設備整備、機器更新補助金も活用に向けて、今、検討を進めている段階と聞いております。

また、学校事業における地元木材を活用したいいわゆる木工の活用についても教育委員会と水産農林課が検討を進めております。

また、商工観光課におきましては、尾鷲よいとこスタンプ会の事業費補助金としてよいとこスタンプへの補助金、また、尾鷲市販路開拓支援事業補助金も考えております。

また、尾鷲市プレミアム付商品券事業としてプレミアム付商品券の発行を使用の金額を想定して、今、組み立てております。

尾鷲観光物産協会の補助金は、尾鷲に来ていただく方へのクーポン券とか、プレミアム付きのいろいろなサービスをしながら、尾鷲に来ていただく方への観光支援をしようとする事業でございます。

また、尾鷲市あんしんみえリア推進応援金、これにつきましては、現在行っているあんしんみえリアを継続して、安心して来ていただける店づくりの支援をするものでございます。

教育総務課にございます尾鷲中学校体育館感染症対策環境整備事業につきましては、コロナ対策における感染症対策を第一とした中学校の床の改修を教育委員会が検討しております、それに基づき、今、事業をつくり込んでおるところでございます。

生涯学習課におきましては、図書除菌です。図書を殺菌、除菌する機械を整備する事業を考えております。

また、中央公民館の感染対策環境整備事業は、主に非接触ということも含めまして、管内のマイク事業も含めて環境整備に努めております。

最後に水道部では、水道事業会計繰出金としまして、水道料金の基本料金減免3か月分、過去に行ったものを含めて支援策として計上しているところでございます。

総額が1億9,800万円余りの現在見積額になっておりまして、交付限度額が1億7,600万円でございます。ですので、一般財源の負担を今後どこまで考えながら上げさせていただくかも含めて、まずは本日は第一弾として御説明をさせていただいて、これを基本に後々予算計上に向けて説明をさせていただきたいと思っております。

当課からの説明は以上でございます。

○南委員長 御意見のある方。

○仲委員 ただいまの説明で尾鷲中学校のところの改修とか図書室、この辺は何も問題ないと思うんですけど、例えば議場とか庁舎内、庁舎内では市民の方とのカウンター等のアクリル板は僕は有効だと思うんですけど、内部での職員同士のアクリル板とか、議場でのアクリル板、これ、アクリル板の感染症対策の効果というの

は、はっきりしていますか。

一部では、長時間一室にアクリル板を設けた場合は、逆に対策にはならんという声もありますので、そこら辺、どういうふうに検討されましたか。

○三鬼政策調整課長 確かに各課において、現在、事業を上げていただいている段階でございますので、今後、予算化するときにはそういうところも検討の上しなければいけないと思いますし、換気との関係も非常に大きいと思いますので、例えば換気の機能をどこで持たせてするのかというところも含めて、御指摘いただいたところは一度しっかり検討した上で御説明できるようにしたいと思っております。

○仲委員 こんなことを言うとあれなんだけど、僕、空気清浄機のほうが、例えば議会とか個室の場合、いいんじゃないかと思うんですけど、それは10万、20万しますけど、台数は分らないですけど、特に議会の本会議場なんかは空気清浄機のほうが市民の傍聴がありますから、よろしいんじゃないかなと思うんですけど。参考までに。

○三鬼政策調整課長 空気清浄機もこれまでも検討してきたこともございますし、課題も少しあるのですが、先日の交付金では、尾鷲総合病院のほうで導入をさせていただいた実績もございますので、それも勘案しながら検討させてください。

○南委員長 他にございませんか。

○中村委員 このコロナ感染症対策費って、ほかの市町で現金で配っていたり、水道料金6か月とか1年とかいうやつですかね。それを尾鷲市はこういう形で中学校の床の張り替えとか議会にアクリル板、今、仲委員もおっしゃったようにアクリル板って結構ウイルスを寄せてくるので、あれだけの天井の高さがあって換気をしていたら、全く意味がないと思うんですけども、直接市民の方に現金配布とは言わへんけど、商品券配布みたいなことは考えられないんですか。

○南委員長 入っています。説明、お願いします。

○三鬼政策調整課長 今回、委員おっしゃられるように、いろんな市町がいろんな工夫をしながらしているのが現状でございます。

今回の事業のメインは、金額的にはプレミアム商品券といいまして、地域の活性化に向けた商品の喚起がメインになっているのが事実でございますし、あと、市民広くといいますと水道事業会計繰出金として水道料金の3か月分の基本料金の免除、負担をなくすというところが一つございます。

いろんな考え方がございます中、私たちもいろいろ今後役に立つ形で、支援させていただく対象を広く市民の方にも広げながら、事業を継続するという意味でも市



役所の中での感染予防対策や食品を扱う事業者、そんなところも大事ですので、そういう広い観点からさせていただきましたので、御意見もいただきながら整備はさせていただきたいと思っております。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、政策調整課の審査を終了いたします。御苦労辛苦了。

ここで2時30分まで休憩します。

(休憩　午後　2時17分)

(再開　午後　2時29分)

○南委員長　　お疲れのところ、引き続き委員会を続行いたします。

今日、議会事務局と会計課と監査まで行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議会事務局の所管の説明をお願いいたします。

○高芝議会事務局長　　議会事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、議会費について説明させていただきます。

当初予算書の42、43ページのほうを御覧ください。

まず、歳出の第1款第1項第1目議会費の本年度予算額は9,943万円で、前年度と比較いたしまして984万4,000円の減でございます。

財源内訳のほうは、全て一般財源でございます。

減額の主な要因といたしましては、昨年実施されました一般選挙により、議員定数のほうが13名から10名に減になったことに伴う議員報酬、旅費等の減額及び議員共済組合負担金のこちらの減額が主な要因でございます。

それでは、予算書に沿って順に説明させていただきます。

まず、議員報酬、手当等につきましては、6,533万9,000円で、内訳のほう、議員報酬、期末手当及び共済組合負担金でございます。このうち、共済組合負担金につきましては、議員定数の減及び掛金率が下がったことに伴いまして、前年度比較で446万1,000円の減となっております。

次に、議会費職員人件費、こちらにつきましては、総務課のほうから一括して説明がございましたので、割愛させていただきます。

次に、議会運営経費、こちらでございますが、本年度予算額は837万5,000円で、前年度比較で154万5,000円の減額でございます。

内訳の主なものを説明させていただきます。

まず、8節旅費、こちらのほうは議長会関係の会議や各委員会の管外行政視察の旅費など、246万円の計上でございますが、こちらも議員定数の減に伴い、前年度比較で約20万円の減額となっております。

次に、9節、お願いします。交際費は、前年度と同額の30万円の計上でございます。

次に、10節需用費は、前年度比34万2,000円の減の73万9,000円で、昨年度は改正に伴う防災服の更新、議員手帳用の証明写真の費用などを計上しておりましたので、全体としてはその分が減額となっております。

次に、11節役務費でございますが、こちらのほう、前年度比6万2,000円減の133万9,000円で、こちらも先ほどと同様、改正に伴う名札書換え手数料、こちらのほうを計上しておりましたので、全体といたしましてはその分が減額となっております。

次に、12節委託料は、前年度比13万2,000円減の187万円。

13節使用料及び賃借料は239万5,000円でございます。

次に、45ページのほうをお願いします。

最後に、18節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、全国市議会議長会負担金から中南勢都市議会議長会負担金まで、それぞれほぼ例年どおりの計上でございます。

令和4年度一般会計予算のうち、議会費に係る説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、議会事務局の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、会計課、お願いいたします。

それでは、議案第17号の補正予算の説明からお願いいたします。

○平山会計管理者兼会計課長 よろしく願いいたします。

それでは、進行表により御説明させていただきます。

まず、議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第16号）の議決についてのうち、会計課に係る分を補正予算書によって御説明させていただきます。

例年、3月補正時期に計上させていただいております歳入2件でございます。

補正予算書の18ページ、19ページのほうを御覧ください。

歳入についてであります。

ページ下段にあります16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入、1節基金運用収入の補正額32万2,000円のうち、会計課分といたしましては19万4,000円の補正でございます。これは、前年度用品調達基金会計の余剰金であります。

次に、20ページのほうの上段のほうを御覧ください。

こちら、20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子については、3万4,000円の増額でございます。これは定期預金利子で、歳計一時預金利子として3万4,000円を計上し、合計3万5,000円とするものであります。

以上が補正予算の説明でございます。

○南委員長 以上でございます。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、引き続きまして議案第12号、当初予算の説明をお願いいたします。

○平山会計管理者兼会計課長 続きまして、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、会計課に係る分をこちらも予算書により御説明いたします。

会計課における前年度当初予算との比較といたしましては、額の増減はございませんが、特段大きな変更はございません。

まず、当初予算書の34、35ページのほうを御覧ください。

歳入についてであります。

ページ中段にあります19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、前年度繰越金として1,000円の計上でございます。

次に、最下段のほう、20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子は、歳計一時預金利子として1,000円の計上を行うものです。

次ページのほう、36、37ページのほうを御覧ください。

ページの下段にあります20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入2,651万7,000円のうち、会計課分といたしましては、1行目にごございます白地図等の売却代2万円の計上でございます。

次に、歳出のほうへ移らせていただきます。

まず、予算書44、45ページのほうを御覧ください。

こちら、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の7億6,755万7,000円のうち、会計課分について御説明させていただきます。

財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

少しページのほう飛びまして、会計課分のほう、51ページのほうに記載がありますので、こちらのほうを御覧ください。

会計課分といたしまして、ページ下段の会計事務経費66万9,000円の計上でございます。前年度比として5,000円の増となっております。

内訳としまして、10節需用費は39万8,000円で、消耗品費19万8,000円、次ページの53ページにお移りいただきまして、上段のほうで印刷製本費20万円となり、こちらは主に決算書の作成に関する経費でございます。

次に、11節役務費は通信運搬費21万3,000円で、こちらのほうは口座振込の通知書等の発送に係ります郵送代の計上でございます。

次、13節使用料及び賃借料は、複合機使用料の5万3,000円であります。

次の18節負担金、補助及び交付金の会計管理者関係負担金は、14市で設置しております三重県会計管理者協議会の負担金5,000円でございます。

続きまして、庁内事務経費は54万9,000円の計上であります。こちらのほうは前年度比で8,000円の減となっております。

10節需用費は、消耗品費7万7,000円、印刷製本費40万5,000円で、これらは共用で使用する帳票用紙の購入ですとか、印刷の経費でございます。

次、11節役務費は保険料3万3,000円で、こちらは全国市長会の公金総合保険に係る保険料でございます。

17節備品購入費につきましては、庁内職員用の椅子の購入費として3万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、208、209ページのほうへ移ります。

こちら、11款公債費、1項公債費、2目利子2,851万9,000円のうち、会計課分を説明いたします。

2 2 節償還金、利子及び割引料のうち、こちら、一時借入れをした場合の利子償還金として、前年度同様 4 1 万 1, 0 0 0 円の計上を行うものでございます。

以上で会計課に関する補正予算及び当初予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 会計課の当初予算の説明は以上でございます。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、会計課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

最後に、監査事務局の審査に入りたいと思います。

それでは、監査事務局所管の議案第 1 2 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明をお願いいたします。

○野地監査委員事務局長 監査委員事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 1 2 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、監査委員事務局の予算につきまして、尾鷲市一般会計特別会計予算書に基づき説明させていただきます。

予算書の 8 4 ページを御覧ください。

通知いたします。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費の本年度予算額は 2, 0 0 9 万 2, 0 0 0 円で、前年度に比べますと 1 2 1 万 1, 0 0 0 円の増額となっております。

財源内訳といたしましては、全て一般財源となっております。

予算書次ページ、8 5 ページを御覧ください。

人件費を除きました監査事務費は 2 5 2 万 2, 0 0 0 円で、前年度に比べ 8, 0 0 0 円の減額となっております。

監査事務費の内訳としましては、まず、1 節報酬の 1 7 7 万円は、代表監査委員、自薦監査委員 2 名の委員報酬であります。

7 節報償費 6 万 6, 0 0 0 円は、住民監査請求に係る弁護士に対する相談費用として、昨年度と同様に 1 回 2 時間、3 回分の弁護士料を計上させていただいております。

8 節旅費 1 4 万 6, 0 0 0 円は、職員研修に係る普通旅費 4, 0 0 0 円と東海地区都市監査委員会総会・研修会と北陸・東海・近畿三地区共催都市監査事務研修会に対する監査委員 2 名の参加に係る旅費費用弁償 1 4 万 2, 0 0 0 円となっております。

す。

次に、10節需用費44万3,000円は、定期監査、例月出納検査、決算審査等に係る事務用消耗品費、監査事務に係る参考書籍購入費、書籍加除、追録代等の消耗品となっております。

次に、11節役務費の通信運搬費1万円は、前年度と同様に住民監査請求等の簡易書留等に係る郵便代を想定して計上しております。

13節使用料及び賃借料の複合機使用料6万1,000円につきましては、複合機の使用料となっております。

18節負担金、補助及び交付金の2万6,000円につきましては、記載のとおり三地区共催事務研修会負担金、三重県東海地区全国の都市監査委員会の年会費及び三重県と東海地区都市監査委員会の総会・研修会の参加負担金となっております。

以上で監査委員事務局に係る予算の説明を終了させていただきます。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 監査事務局の説明は以上でございます。

御質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、監査事務局の審査を終了いたします。

本日はこれにて常任委員会を閉じたいと思います。

なお、連絡事項です。

明日は午前10時より尾鷲港新田線街路事業に伴う折橋墓地移転の現地視察を行いますので、10時までに市役所の西口玄関にお集まりください。御苦労さんでございました。

(「服装は」と呼ぶ者あり)

○南委員長 服装は自由です。大丈夫です。御苦労さんでございました。終わります。

(午後 2時46分 閉会)